

第百二十三回 参議院法務委員会 會議録 第十一号

平成四年五月二十八日(木曜日) 午前十時七分開会

委員の異動

五月二十日

辞任 会田 長栄君

補欠選任 永久八重子君

五月二十五日

辞任 永久八重子君

補欠選任 渡辺 四郎君

五月二十六日

辞任 渡辺 四郎君

補欠選任 永久八重子君

五月二十七日

辞任 橋本 敦君

補欠選任 市川 正一君

五月二十七日

辞任 市川 正一君

補欠選任 橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君
理事 野村 五男君
林田悠紀夫君
北村 哲男君
中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君
斎藤 十朗君
下稻葉耕吉君
中西 一郎君
福田 宏一君
山本 富雄君
永久八重子君

国務大臣

法務大臣 田原 隆君

政府委員 法務大臣官房司 濱崎 恭生君
法法制調査部長 清水 湛君
法務省民事局長 濱 邦久君
法務省刑事局長 藤田 省二君
法務省人権擁護局長 藤田 省二君

最高裁判所

最高裁判所長官代理者 上田 豊三君
最高裁判所事務総局長 今井 功君

事務局

常任委員会専門員 播磨 益夫君

説明員

警察庁刑事局捜査第二課長 林 則清君
外務省北米局北米第二課長 佐々江賢一郎君
大蔵大臣官房企画官 清水 治君
大蔵省主計局主計官 松谷 明彦君
国税庁長官官房会計課長 内野 正昭君

本日の會議に付した案件
○民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○北村哲男君 日本社会党の北村でございます。民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案についての質疑を行ってまいりたいと存じます。

最初に、これは非常に技術的な問題でもありますが、なかなかわかりにくい点もありますので、そういう技術論に入る前に、一般的な国民感情という意味で大臣にお伺いしたいと思っております。

その点は私も感じておりましたが、それじゃどうしたらいいかという問題がこれから起こってくる問題だと思っております。時間もかかるという問題は手続を早くするという方法はないかどうかという問題になってきますが、それについては民訴の問題だろうというわけで、法制審議会の中にもそれを勉強する部会ができておりますから、そこで今検討中でございますが、できるだけ進行の早い手続、運用を期待できるようにしていただきたいと思っております。

それから金の面ですけれども、訴訟の費用を私なりに分析してみますと、訴訟費用と訴訟に伴う費用としての弁護士費用等がありまして、その訴訟費用の中にも当事者が払う費用と裁判に要する費用とあるし、その裁判費用の中にも手数料とその

けれども、制度の上では通常言われているのは、二つあると思っております。
一つは、訴訟費用が不透明で高過ぎる、だからなかなか裁判に行くのをちゅうちょするという問題と、もう一つは、裁判が遅くていつ結論が出るかわからないということが普通に言われておるのです。私は、その二つが大きな点かなというふうに思っておりますけれども、その辺の大臣の目から見た御感想をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田原隆君) ただいま委員が御指摘になりましたが、私も全く法律に関しては、特に民事とか刑事とか、そういう基本法に関しては全く素人でございますが、裁判を受けるというたら何となく気が重くなつて、いや面倒くさいやという気になつたりするというのは、進めていくと経験的にやはり先生のおっしゃったような二点だろうと思っております。どうせやつたつて時間がかかるわいなというのと、えらい金がかかるわいなというふうな、この率直な気持ちがあるのじゃないかと思っております。

他があるし、手数料の中にも申立手数料とその他の行為手数料とがある。そういうふうには、だんだん分けていくと結構な費用になっておるといふこととで、憲法で何人も簡単に、ためらいなく裁判が受けられるように、あるいは裁判を求められるように保障されていると思うのですけれども、それがそうもいかないというのはその辺にあるのじゃないかなという気がいたしております。

以上、あわせて私と先生と同感でございます。○北村哲男君 大体認識は一致しているという点では大変うれいのですが、第一の結論がなかなか出ないという点は、それは法曹人口とかそういう問題で、前回の国会でも司法試験制度の改革で人数をふやして充実しようという事で手がつけられてきて発展していくと思っております。

二番目のお金の問題なんですけれども、今大臣言われたように、確かに訴訟費用といつても申立て費用そのほか、一番大きい問題はやはり弁護士費用がとて高くなるのではないかと、裁判が一番の関心の的だと思ふのですけれども、裁判をするにはさまざまな費用がかかる中で、今回訴訟費用すなわち通常は訴訟印紙代というふうな言われているのですけれども、それはもう非常に微々たるもので、例えば普通の規定からいいますと、十億円の訴訟をするときと弁護士というものは大体三％が着手金なんです。そうすると、約十億のうち三％という三千万円かかるわけなんです。ところが、その訴訟費用というのは大体〇・五％で、五百万円ということになると非常に低いのですけれども、それから見ると今回の改正というものは一つの柱の中の非常な微々たるもので、改正も五百万がゼロになるのならばいいのですけれども、その五〇％ですから十億円の裁判に対して約二百万ぐらい少なくなるというので、それから見ると国民が裁判に近づきにくいあるいは遠い存在だといふことについてわずかな一歩の前進かもしれないけれども、ほとんど解決にならないような気がするのですけれども、その辺の御感想はいかがでしようか。

○国務大臣(原田隆雄) 一面おっしゃるようなことだと思ふのですけれども、裁判の弁護士に対する費用については、これはまた法曹界の問題として、特に日本弁護士連合会を含めた各そういう連盟とか会とか、そういう御自分でお考えにならないければいかぬ問題が多々あつて、少し時間がかかる問題だと思ふのですが、政府側から提案して緊急避難的といひますか、できるだけ早く解決できる問題から手をつけていこうとすれば、今日御提案申し上げているような事柄になるのではないかと、そういうふうな考えをしております。

○北村哲男君 今回の改正案提案理由の説明の中に、民事裁判を国民にとつてより利用しやすいものとするために、手数料の目的価額の高額部分の引き下げを行ったというふうな事柄がありますが、それが本当に国民にとつて利用しやすい民事裁判制度にするかどうかという疑問は今申したいとおります。すなわち国民にとつて利用しやすい裁判は、例えば弁護士費用の問題、あるいはそのほか後に述べる訴訟救助の問題とか、あるいは法律扶助の問題とかという形での法的にやはり救済していくという方法をもつと総合的に充実していくということが大事だと思ふ気がするわけなんです。しかし、それはそれとしまして、とりあえずはこの申立手数料の問題、それもわずかながら一歩前進だということ、その点について技術的な問題を聞いていきたいと思ふのですが、まず、この申立手数料を納めさせるという理由は一体どういうものだろうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 委員御指摘のとおり、

裁判の申し立てに対して手数料を取るか取らないかというものは、これは国としての政策の問題であらうかと思ふわけでございまして、現に世界各国でも極めてまれな例でございまして、入り口においては手数料を取らないという国もあると承知していただいております。

ただ、現在の我が国の制度は、御案内のような形で手数料をいただくということになっておるわけでございますが、この考え方は、こういう方法をとつております理由として私どもが理解しておりますところは、基本的には裁判に係る費用は国費をもつて、言いかえれば国民全体の負担をもつて賄うというものであるけれども、国民には裁判制度を利用する者、これもかなり頻りに利用する者と全く利用しない者がある。そういうことを前提として国民全体の公平という観点からは、裁判を利用する者にその制度の運営費用の一部分を負担させるということが公平にかなうのではないかと。さらにはその利用する者相互の間におきましても、その裁判によつて求める利益の多い者と少ない者との間でその差を設けることが公平なのではないかと、そういう国民全体の負担関係の公平という理由としていっているものというふうな理解をしております。

あわせて、これは副次的な目的かと思ふけれども、申し立てについてある程度の手数を徴収するといふことがいゆる乱訴を防止するといふ観点からも有益であるといふ考え方に基づいていられるものというふうな理解をしております。

○北村哲男君 確かに今二つの理由、受益者負担といひますか、利用する者に負担をさせるということ、それからどこかの国のようにむやみに訴訟社会になつてしまつていふ乱訴の防止というためにお金をさせることによつて少しブレーキをかけるというところもあるかと思ひますが、それでは日本の現行の制度は、少額の場合は若干多いのですが、平均すると〇・五％が訴訟費用といふか申して費用の一つの基準なんですけれども、これはどういうところから〇・五％という数字がはじ

き出されたのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 具体的な手数料の算出比率につきましては歴史的に若干の変動があるわけでございますけれども、私ども承知しておるところでは、この基本的な構造ができましたのは明治二十三年に制定された法律によつてできたといふふうな承知しております。それによつて現在の基本構造ができてきたといふことについては余りつまびらかな資料を用意しておりませんが、これはドイツの制度を承継したといふふうな聞いておりますので、そのドイツの当時の比率といふものを大体基準にしてそれに近い形で設定されたものではないかというふうな考えをしております。

○北村哲男君 〇・五％の根拠はどうもそのまま外国の制度を持ってきたといふふうには聞かえませんが、まあいざいざそういうものの検証も必要かと思ふのです。

それで、今の我が国の申し立て費用のうち一つの基準はいゆるスライド制、〇・五％だから高額になればなつて幾ら高くなつても〇・五％という形に進んでおるのですけれども、このスライド制といふのはどういふ根拠で選ばれたのか。

といふのは手数料といふのは、十万円を返せといふ訴訟も一億円を返せといふ訴訟も手数は変わらないような気がするのです、そうするとスライド制は必ずしも合理的とは限らないといふ一つの反論もあると思ふのですけれども、スライド制の合理的な根拠といふのはどういふところにあるのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) このスライド制もただいま申し上げましたドイツ法に倣つたものといふふうな理解をしております。

このスライド制をとつておる理由といたしましては、先ほどもちょっと触れましたが、裁判の運営費用といふものの全部といふことではなくてごく一部でございまして、制度を利用する者が

負担するのが公平であるということも前提にして、そして利用する者の間でどういう形で負担するかということも考えた場合には、少額の請求をする人からそんなに高額な手数料を取るといふわけにもまいらないというような考慮からやはり求められる利益の額に応じて多くの利益を求めようとする方には多くを負担していただくということが利用する者相互の間の関係から考えて公平なのではないかということ、請求額に応じて高額な手数料をいただくということにしてはいるのではないかと、それが基本的な理由ではないかというふうに考えております。

なお、その請求額が大きいということはやはり紛争としての規模が大きいわけでございますので、それだけ一般的に申し上げますれば慎重な審理が必要であるということが一般的な傾向としては言えようかと思ひます。さらには、先ほど申しました乱訴の防止という観点からむやみな額を請求されては相手方も迷惑だということもございませぬので、そういう観点もあわせて含まれてはいるというふうに考えております。

○北村哲男君 それでは、先ほどからちらちらとよその制度、外国の制度なんか出てきておりますので、そう詳しくは必要ないので概観程度でいいのですが、日本法は大体ドイツ法を学んだというふうに言われますが、今の大体経済はアメリカ社会、アメリカ経済の様式のようなんですけれども、ですからアメリカあるいはドイツ、フランス、イギリスあたりの訴訟の申し立て費用の概観を言っていたらいい。

それから、もし御準備願えておるのであれば、例えば一千万円の訴訟を出した場合に各国では大体どのぐらいかかるのか、そして、その金額で差が出るならば、じゃ一千万円の十倍の一億円の訴訟をした場合には今の四つの国で一体どのぐらいの差が出るのか、これについてちょっと御説明をお願いいたします。

○政府委員(濱崎恭生君) まず、前提として諸外国の訴訟費用制度に關しましては、その歴史的な

沿革を反映いたしましていろいろ制度がございませぬ。また、裁判の機構自体にも違いがございませぬ。そういうことでございませぬので、提訴の際に納付する手数料だけを取り出して単純にその額を比較することによって民事裁判を利用する者が負担する負担の全体を正確に對比できないという面があるということについて申し上げる必要があるかと思ひます。

諸外国の手数料制度の詳細、大変調査しにくい事情がございませぬので概観だけ申し上げさせていただきますかと思ひます。

今、御指摘のアメリカでございませぬけれども、アメリカの連邦裁判所では請求額のいかんを問はず百二十ドル、日本円に換算いたしまして一万余千円という定額の制度になってございませぬ。州の裁判所では州ごとに異なりませぬけれども、ほとんどの州では日本円に換算して一万余ないし二万余程度の定額制をとってございませぬ。

次に、イギリスでございませぬけれども、これは高等法院、ハイコートにおきましては、これも定額でございまして七十ポンド、一万余千円程度の定額制ということにございませぬ。県の裁判所、カウンティコートにおきましては、低額部分についてはスライド制が採用されてございませぬが、最高限度額が定められてございませぬ。その最高限度額も日本円に換算して一万余前後という金額になってございませぬ。

それからドイツでございませぬけれども、これはいわゆるスライド制を採用してございませぬ。代表的な国でございませぬ。我が国と同様に訴額に応じて所定の額を順次加算して手数料額を算出するという制度でございませぬ。ドイツは非常に細かい分類の金額区分をしておりますが、最高額の部分の訴額百万マルクを超える部分につきましては五百万マルクごとに百五十万マルクの手数料割合、比率にいたしまして〇・三%ということになってございませぬ。要するに低減方式をとっている一番高いところの比率が〇・三%ということにございませぬ。

フランスという御指摘であったかと思ひます

が、フランスは先ほど申しました珍しい例でございませぬけれども、申し立て手数料をいただいております。次に、訴額一千万円、一億円に相当する各国の手数料はどのぐらいかということにございませぬ。

これは必ずしも算定方法の細かいことについては若干正確性に誤りがあるかもしれないが、一応概算してみましたところを円換算をした上で申し上げますと、訴額一千万円の場合、我が国では五万七千六百円ということにございませぬ。アメリカ、イギリスの場合は、先ほど申しましたような定額制でございませぬ。ドイツでは約九万円余りという金額になるものと推定されます。それから訴額一億円につきましては、我が国では五十七万七千六百円ということにございませぬ。ドイツでは約六十万円余りという金額になるものと思われませぬ。

○北村哲男君 今の概観で各国さまざま、ゼロからその他いろいろあることはわかるのですけれども、今度の改正で日本は逆に低くなっていくということをやっておられるのです。ところで、このような改正の方向づけをされた、しかもかなり緊急にされたということの背景には日米構造協議があるというふうに言われております。

すなわち、直接的には日米構造協議で問題にされたのは独占禁止法違反に対する罰則の強化ということがあったのですが、それとともに民事訴訟を提起しやすくするようというアメリカからの要求があったという点があります。その要求内容はどういうものであったのかと、それとの関連はこの民事訴訟法の費用の改定、特に高額部分を下げていくという形についてはどういふことがあったのかという点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 御質問の事項について経緯を説明させていただきます。日米構造協議のいわゆる排他的取引慣行の場面におきまして、アメリカ側は我が国の独禁法違反

行為の抑止対策が不十分であるということにございませぬ。その抑止効果を上げるための一つの方策として独禁法上の損害賠償請求訴訟の活性化を図るべきであるということも主張いたしまして、その中の一つの方策として、独禁法違反に基づく損害賠償請求額は往々にして高額な請求になるべきところ、我が国の制度のもとでは提訴手数料が高額に過ぎる、それが我が国でその損害賠償請求訴訟が活発に利用されない一つの大きな理由ではないかということ、独禁法上の損害賠償訴訟に限って提訴手数料を免除する、あるいは大幅に引き下げるといふ制度を導入すべきである、こういう主張、要求をしてきたわけにございませぬ。

そこで、法務省といたしましては公正取引委員会と協力いたしまして問題提起に対応する検討をしたわけにございませぬ。我が国の制度のもとではやはり独禁法上の損害賠償訴訟に限って提訴手数料上特別の手当てをするということは制度上極めて困難であるし、国民的理解も得られないのではないかと結論に達しまして、そういうことを平成三年の初めに開催されたフォーアアップ合会においてアメリカ側に伝えたわけにございませぬ。

ただ、法務省といたしましては、そういう問題提起とは別に我が国の民事訴訟全般の問題として、これは提案理由説明で申し上げておりますように、近時の経済情勢の変化にかんがみて高額訴訟が次第にふえてきているという情勢の中で、やはり高額訴訟の手数料の算出基準、すなわち三百万円を超える部分については一律に〇・五%ということにどういふのかどうかということについては国内問題として関心を持っておられたところにございませぬ。その旨をアメリカ側に伝えたという経緯にございませぬ。

そういうことで、アメリカ側から提訴手数料引き下げの要求があったということが今回の改正の一つの契機になっているということは事実でございませぬけれども、今回の改正はあくまでも我が

国独自の問題として、提案理由として申し上げておきます。理由によつて民事裁判を国民にとつて利用しやすいものにするという観点から行ったというものでございます。

○北村哲男君 確かに日米構造協議が一つの契機になったということがあります。またそれに沿つた改正案だと思ふのですけれども、アメリカが確かにああいう新しい国、そして多民族国家というふうな言葉はおかしいのですが、さまざまな国の人たちが集まってきた国で法律だけがルール、社会規範として力を発揮する。その中で、訴訟が国民の権利を守る唯一のよりどころになつていくというところはよくわかるのですけれども、一方それが一つの訴訟社会、あるいは訴訟の弊害が多くなってきているということをよく聞きます。

特に、アメリカの法曹社会人口と申しますか、要するに訴訟で食っている、法律で食っている人口が六百五十万人といつて、自動車産業に次ぐもう一つの大きな産業になっているというふうな聞きます。ところが、日本は弁護士の数は一萬五千人ぐらゐですから、多く見てもたった五万ぐらゐで、産業としては認められない、単なる専門家集団、あるいは職人の集団のような立場だと思ふのです。

そういうところで今、日本で一つの訴訟社会を認めるということとは非常に混乱を招く。特に問題とされている乱訴を受けたときに、日本の裁判所制度あるいは法曹制度がそれを受け入れるだけの力はないと思ふのですけれども、そういう流れをアメリカからの要求によつて受け入れていって、そして大きな訴訟を日本の司法制度が受け入れることによつて混乱を招いていくのではないかと、この心配もあるのですけれども、その辺についての御見解はどうでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 今回提案しております提訴手数料の高額部分についての引き下げ、これは先ほど申しましたように、アメリカ側からそういった要求があったということが一つの契機になつておりますが、私どもとしては決してアメリカ

カの要求があったからそれに対応するために、アメリカに満足してもらつたためにこの改正をするという考え方はございません。その点はこれまでの構造協議フォーアラップ会合の場面でも十分にアメリカ側に伝えていたところでございます。あくまでも我が国の国内の問題として、かつ乱訴を懲罰するというのではなくて、国民が裁判を利用しようとする場合にその入り口である提訴手数料というものがネックになるということがないようになつていく観点から今回御提案しております。また、な改正案を提出させていただいたわけでございます。

したがって、今回の改正によつていわゆる乱訴を促進するとかいわれる訴訟社会化を招くとか、そういった性質のものではないというふうな考えしております。

○北村哲男君 直接なるとは言いませんけれども、その流れをつくっていくのではないかと、その契機になるのではないかと、一つの危惧を申し上げたわけでございます。

それはそれとしまして、少しく今度の改正案の直接的な内容を聞きたいと思ふのですけれども、今回の改正案は、一つは通常訴訟の申立手数料の計算の仕方の改正と、それから二つ目は借地非訟事件、三つ目が民事調停事件に対する手数料、この三つを改正しております。

民事訴訟費用といふのはこの法律の二条ですが、十九項目に分かれて、今の三つのものはもちろんあるわけですが、そのほかさまざまな費用がたしか十九項目に分かれて規定してあると思ひます。ちょっと六法全書を持ってきていないので言えませんが、例えば強制執行の費用だとかそのほかさまざまなものがあると思ふのですけれども、今回この三つのものを改正の対象にされたといふのはどういふところにあるのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 委員御指摘のとおり、訴訟費用には非常に多数のものがございまして、先ほど大臣も概要を申し上げましたけれども、いわ

ゆる裁判費用のほかに当事者費用と呼ばれるものがございまして、御指摘の民事訴訟費用法二条に掲げられておる四号以下の手数料、これが十九号まであるわけですが、それは多くはいわゆる当事者が負担する当事者費用ということでございます。

今回の改正の対象としたしておりますのは、裁判費用の手数料のうち、さらにその中のいわゆる行為手数料を除いた申立手数料、その申立手数料のうち、さらにその申立立ての種類に応じて定額制をとっているものといふわけのストライド制をとっているものがあるわけでございますが、今回の改正は、その申立手数料のうちでいわゆるストライド制をとっているもの、これについて、そのうちの高額部分についての改正を行おうとするものでございまして、ストライド制をとっているものを網羅いたしまして今回の改正の対象にしているというふうに申し上げます。

○北村哲男君 そうすると、この民事訴訟費用等に関する法律第二条を見ると訴訟費用といふのはずらつと十九項目あるのですが、この中でストライド制をとっているものはこの三つの改正で全部網羅できるというふうにお伺いしてよろしいのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) ストライド制をとっているものは、訴訟の関係で申しますと、いわゆる訴え提起の手数料のほか控訴、上告等の提起手数料といふものもございまして、また、支払い命令の申し立ての手数料といふものもございまして、そういう手数料の定め方は、訴えの提起の手数料を基準としたしまして、その額の一・五倍とか二倍とかあるいはその半額とか、そういう形で定められております。したがって、訴えの提起の手数料を今回の提案のように改正することに伴いまして自動的にそういう手数料についても改正が加えられるというところになるわけでございます。

そういう関係にございまして、結論として申し上げますと、いわゆるストライド制をとっている手

手数料につきましては、具体的には御指摘の三つの手数料を改正することによつて全部実質的な改正が加えられる、こういう関係になります。

○北村哲男君 大体わかりました。一番だけのスライド制を変えれば当然控訴、上告あるいは抗告とか、そういうものも全部自動的に変更になつてくるという意味で改正の対象になつていくというふうにお伺いしたいと思います。

ところで、この三つの種類、類型の訴訟、すなわち一般の民事訴訟それから借地非訟事件、そして民事調停事件、三つが対象になつていまして、出された法律案の関係資料の中を見ますと、この資料の七ページには「地方裁判所第一審訴訟事件における訴額別新受事件数の推移」ということで、昭和五十八年から平成二年までのずっと推移が書いてあります。確かに、一億円を超えるものが年々〇・一％ないし〇・二％上がつておつて、昭和五十八年と平成二年を比べると、ちょうど倍ぐらゐにふえているというところはわかるのですが、こういうものが今回の改正の実態的な背景というふうになつていっていると思ふのです。ところが、この民事調停事件あるいは借地非訟事件というものについてそういう実態的な裏づけがあるのかといふことについては資料が載つてないので、すけれども、それについてはこういう訴訟事件と同様に調査をされて、現実に高額事件がたくさんあるといふことを検討されておるのでしょうか。それはどちらか、裁判所でも法務省でも結構です。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 調停事件についてでございますけれども、調停事件につきましても同じような傾向がうかがわれるというところでございまして、

この法律案参考資料には出ておりませんが、調停事件については最近の五年間、昭和六十二年から平成三年というところで申し上げてみますと、一千万円までの事件、これは調停の目的の額が一千万円までの事件でございまして、これを簡易裁判所、これはほとんど簡易裁判所でござい

ます。

ますが、これについて申し上げますと、大体九〇・三〇、それから一千万円を超える事件は三・五〇、それから算定不能の事件が六・二〇というふうになっております。

したがって、今回の改正で影響のございませぬ一千万円を超える部分というのは三・五〇という数字になっております。件数にしまして千九百五十六件、こういう数字になっておるわけでございます。それが、昭和六十三年では四・二〇、平成元年が四・二〇、こうふえてきたわけでございます。ところが、平成二年には逆に三・八〇というふうになっておるわけでございます。これは、全体の事件数が平成元年まで減っておったんですが、平成二年にふえたというふうな関係でパーセントがやや減ったのではないかと、次に地裁について申し上げます。

それから、次に地裁について申し上げます。地裁の調停事件、これは御承知のように事件数が二千件前後という非常にオーダーとしては少ないわけでございますが、これが昭和六十一年で五・一〇という数字になっておるんですが、それはその後一六・二、一五・四、一七・一、一六・一、まあ若干ではあります増加の傾向を示しておる、こういうことでございます。

それから、借地非訟でございますが、実はこの借地非訟と申しますのは事件数が年間千件程度でございます。私どもの方でこれについての請求の目的の価額についての事件数というのは実はとっておらないわけでございます。それで、今回のこういう検討がございまして、若干東京地裁のごくサンプルということで昨年の二カ月分、昨年の五月、六月と二カ月だけとったわけでございます。そういたしますと、この場合には東京地裁全体で四十九件あったわけでございます。そのうち一千万円までの事件と申しますのが十三件ございまして、一千万円を超えるのが三十六件ということ、借地非訟につきましては、特に最近土地の値段が非常に高騰しておるといふようなことも

あろうかと思えますけれども、高額の事件が多いということがうかがえるわけでございます。

○北村哲男君 ですから、私がちょっとここで感じるの、どうも今回の改正が、実際に高額の事件がふえて国民が不便を感じているという本当の実態的な調査に基づいてやられたのかどうかという点について少し疑問を感じるわけですが、ただ、スライド制だけをひくくめて対象にされたというふうな気がする。特に、今の借地非訟事件についても、そうであることは想像はつくのですけれども、実態的な裏づけがない。今後は当然さしていくのだと思えますけれども、その点についてはやや観念的というか、形式的な改正のような気がするのです。

それはそれとしまして、一つ別の観点ですが、今までずっと訴額一千万あるいは訴額一億円というふうな話をしてきたわけですが、この訴額というの、一体どうして決められるのか。これは確かに、民事訴訟費用等に関する法律の四条には「訴訟の目的の価額」という用語があり、かつ民事訴訟法二十二条なんかには、目的の価額は訴えをもって主張する利益をもってこれを算定するといふふうな言い方をしているんですが、それを見てもすっきりしない点があるのです。

一体、簡単に言うならば、例えばお金を一億円貸したからそれを返してくれという場合は訴額が一億円というの、よくわかりません。しかし、片やこの土地を返せという場合には、時価一億円のものであっても実際は時価でははからなくて、固定資産税という時価よりも実際はるかに低い、三分の一ぐらいの額を基準として訴額を決める、それが目的の額、いわゆる訴額といふふうな言われている。そうすると、土地と実際のお金では全く違うといふことがあります。

そういうこと、一体訴額といふのはどういう基準でどういふふうな決められるのかという点について、まず説明を願いたいと思えます。

○政府委員(濱崎泰生君) まず、法律の考え方として私どもが理解しているところを申し上げます。

ていただきますが、この「訴え」以て主張スル利益」といふのは、訴えを提起した原告が全部勝訴の判決を受けたとすれば、その判決によって直接に受ける経済的利益、これを客観的、金銭的に評価して得た額であるといふふうな言われております。財産上の請求でない請求については、その額を算定することができないわけでございますけれども、財産上の請求である限りは、すなわち経済的な利益を享受するといふことを本質とする請求に係る訴えである限りにおいては、要するに裁判所において具体的な事件の内容に応じて必要要素を基礎にしてこれを算定することができるといふ考え方で法律が定められておるといふふうに理解しております。

そういうことで、事案に応じて具体的には受訴裁判所の裁判長において申しましたような金額を算定するといふ考え方でできると承知しております。実際には訴訟の類型によって具体的に定めることが非常に難しいものもあるかと思えますが、それは個々具体事案に応じて裁判所において判断されるのが適切であるといふこと、こういう制度になっておると考えております。

○北村哲男君 ちょっとよくわからない難しい部分があるのですけれども、具体的に先ほど私が申しました土地の問題がございまして、お金の場合はすぐわかります。土地の場合は実勢価格と固定資産税評価額で大いに違いますね。実際の受ける額は実勢価格の土地なのに、実際の訴額は固定資産税評価額といふふうな言っておりますね。

しかももう一つ、いわゆる基準があると思うのですが、固定資産税評価額が決まっている土地は固定資産税評価額でいけるけれども、土地の中には固定資産税評価額が定まっていなくて土地があると思ふんです。それは今度は実勢価格でいくといふふうな基準があると思うのですけれども、その例はどうでしょうか。

裁判所の方から申し上げたいと思えます。訴額の算定につきましては、今法務省の方からお話ございましたように、個々具体的な事件によって決まるということでございます。最終的には受訴裁判所が決める、こういうことでございます。訴え提起の段階におきまして印紙を張ってこられる、それを受付の窓口で受理をして裁判体に回す、こういう手続になっておるものでございませぬから非常に数が多いということ、受け付け事務から非常に数が多いという程度でございませぬか、要領のようなものを示さないと、これは全国的に非常に窓口が混雑して裁判所の事務も滞りたしますし、申立人の方も非常に困るといふようなことがございませぬので、これは最高裁判所の民事局長通知というのを実は昭和三十一年に出してございませぬ。「訴訟物の価額の算定基準について」という通知を出しておるわけでございます。

これはあくまでも受け付け事務の参考基準というものでございませぬ、「訴訟物の価額に争いがあるとき等の基準となるものではない」といふふうな注記があるわけでございます。これが六法全書にも付録というふうなことで載っておるわけでございます。それによりますと、今お話のございました不動産につきましては、地方税法の固定資産税評価額があるものについてはその価格とし、その他のものについては取引価格とする、こういうふうなことになっておるわけでございます。

どうしてこういうことになっておるかということもございませぬが、これもあくまでも受け付けの際の客観的な資料というのが必要である。いわゆる時価、取引価格といふことになりませぬと、なかなかそれを示す客観的な資料といふのがないといふような場合がかなりあるわけでございます。それを探索するためにいろいろ調べるというふうなことになりませぬ、いわば入り口論のところ、非常に、場合によっては鑑定なんかもしなきゃいけないといふようなことになってございませぬ、むしろそ

これは本体の訴訟に入る入り口の問題でございますから、そこにそれほど力を注ぐというのはいかがなものかというようにございまして、そういうことでございまして、一応の基準としまして、不動産の課税価格というものを基準にしておるわけでございます。

もちろん、それについて、それはおかしいじゃないかという争いがございまして、それは初めに申しましたように、訴訟物の価額に争いがあるときの基準というものはございせんので、それにつきましてはやはり受訴裁判所の方でいろいろ調べていただくということがあっても基本でございまして、とりあえずと申します、受け付けの第一段階では今申しましたような価格を基準にする、こういう考えでございまして、お聞きになります。

○北村哲男君 私がお聞きしたのは、特に土地は実勢価格、すなわち取引価格と固定資産税の額が随分差があるのでその辺の矛盾があることと、地方税法の三三九条によっていわゆる固定資産税を納めるための基準額が定められているものについてはそれで、実勢価格より低く低い額で定めるのに、それが無いところは今度は取引価格でいくというふうな基準が今の民事局長通知で出ているわけですね。

そうすると、これをつくられたときは確かに固定資産税評価の対象にならないような土地は取るに足らない土地であるからほとんど問題にならぬだろうというふうに思われるので、しかし、昨今はいわゆる別荘地の開発とか何とかで、とても高い土地が各地にできるわけですね。そうすると、もうそこでは片や固定資産税という低い額で、片や何にもないから実勢価格というふうな非常に矛盾したものが出てくるのじゃないか。それは今言われたように、余り矛盾がある場合は各受訴裁判所の方で御審査を願えたいというところになるのだと思うのですが、そういうふうな理解いたします。

ところで、これは衆議院でもお聞きになってい

ますが、訴訟費用の矛盾で大変話題を呼んだ事件がありました。これは昨年でしたか、いわゆる湾岸戦争へ出した日本の九十億ドルが不当であるというところで、五百七十一名の人が差しとめ訴訟を提起した。そうしましたところ、裁判所の方で、これは東京地裁の民事二部の浦井裁判長ですが、その裁判長が手数料として三兆四千万円の費用を納入すべしと。

三兆四千万円というのと、日本が湾岸戦争で出した金が九十億ドルで、約一兆二千万円です。その三倍のものを訴訟費用として出せというふうな意見を出されたというので、もうびびりしちゃって、社説にも載って、あれは何だと、訴訟費用というの一体どうして決まるのだというところで、本当に訴訟費用という問題が、初めてでしよう、多くの国民の関心の的になったということになるのですけれども、それは一体どういうこととでそういうことになったのか、そしてその後その裁判長の見解が出されたというのですが、見解というの一体どういうことなのか、いわゆる見解の次に、今言われたように、受訴裁判所の決定というのがあると思うのですけれども、それとの関係と、それからそのてんまつですね、一体どうなったのか。結論を申し上げますと結局八千円ぐらいで済んだということになって、何か非常に茶番のような話になってしまっているのですけれども、その点については御説明をいたしたいと存じます。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今お話のございました事件でございまして、実はまだ現在東京地裁で、後ほど御説明いたしますが、係属しておるわけでございまして、私どもとしては記録からうかがえる客観的な事実を申し上げたいと思っております。

この事件は、東京地裁の平成三年のワの二六一号という事件でございまして、平成三年の三月の初めに訴訟が提起されたわけでございまして。それで、この事件の趣旨と申しますのは、大ざっぱに申しまして九十億ドルの支出差しとめ、それから自衛隊派遣の差しとめ、それから原告が

五百七十一名ございまして、それぞれ慰謝料ということで一百万ずつ五百七十一万円を支払え、こういうことであつたわけであります。

これにつきまして、原告が訴状提出されたときに一応の訴訟物の価額というの訴状に書いてあるわけでございまして、六百六十六万円、こういうことであつたわけであります。この六百六十六万円というのはいくらということかといふと、この九十億ドルの支出差しとめ及び自衛隊派遣の差しとめ、この訴訟については訴訟額の算定ができないというところで九十五万円、それから五百七十一万円の支払いを求めておりますのでこれが五百七十一万円、訴訟額は六百六十六万円だ、こういうことで印紙を張られて訴状が出たわけであります。

その際、原告代理人の方では訴訟算定につきましては訴状を提出されたと同時に、訴訟算定についても自分たちの原告の言っておる訴額と別の考え方があるとするならばそれについて自分たちの方に言っておはし、こういう訴額算定についての上申、こういう書面が出たわけでございまして。それで、その上申書によりまして、これと裁判所が異なる見解を有する場合にはさらに詳細な意見書を提出する用意があるというふうに書いてあつたわけであります。

そこで、この受訴裁判所におきましては、今報道では三兆円を払え、手数料が三兆円だというふうな報道がされた。この裁判所の、いわゆる見解と言われておりますが、それが出されたわけでございまして。これについてはこういふものでございまして。日付が平成三年三月二十日となっております。実際に原告の方に渡つたのは三月二十八日のようでありまして、この事件の訴額の算定については次のような問題点があると思われ、この点について意見があれば書面で提出されたというところでございまして。一般に金銭の給付等を求める請求については給付等に係る金銭の額を基準として訴額を算定すべきものとされておる、その

ような考え方を前提とすると九十億ドルをもって訴訟算定の基準とすべきこととなるのではないかと、こういうような問題点を指摘したということでございます。

これは、報道によりまして、裁判所が訴額は九十億ドルだと言つた、こういうような報道がされたわけでありまして、これは決して裁判所の最終的な判断というものではございせんので、原告がこれと異なる意見があればさらに詳細な意見書を出す用意があるという疑問を提起されたわけでございます。裁判所の方としてはこのような疑問があるのではないかと、問題点があるのではないかと、こういう指摘をしたわけでござい

ます。これに對しまして原告の方で、五月七日付でございまして、その裁判所の先ほどの問題点の指摘に對しまして、訴訟算定についての意見書というのを原告代理人の方からお出しなつたわけでございまして。それについて原告の方では、どうして九十五万円かという理由を詳細に述べた、こういう経過になっておるわけであります。

それで、最終的にはそういう意見をも踏まえまして、裁判所の方では平成三年、昨年の五月二十七日でございまして、この訴え提起の手数料として二百六十七万九千円を支払え、こういう印紙の追徴命令が出たわけでございまして。この考え方は、九十億ドルの支出差しとめによって原告が得ることとなる利益というのはいかなる算定が不能または算定が困難であるから、一人九十五万円と。それでその人数、原告一人ずつの利益は別である、こういうことで、それ掛ける原告数ということでございます。こういう印紙の納付命令を出したわけでございまして。これが裁判所の正式な裁判というところでございまして。

こういふものを受けまして、原告の方では、六月八日に二人だけ原告が残りました、そのあとの五百六十九名という方はこの九十億ドルの支出、それから自衛隊の派遣の差しとめを求める訴え、これは取り下げた、こういうことでございます。

億円を超える事件というのは全部で千四百三十六件あるわけでありまして。大部分の事件は弁護士さんがついであります。双方に弁護士さんがついであります。これは千八百七十七件というところであります。パーセントにしますと八二・七％というところであります。それから原告側だけ弁護士さんがついであります。これが百六十六件ありまして、一・六％、それから被告側の方に弁護士さんがついであります。これが二十八件、一・九％、それから双方本人訴訟という、これはごくまれにございますが、五十五件、三・八％というところであります。ほとんどの事件は弁護士代理人が選任されておる、こういうことでございます。

それからもう一つは、この一億円を超える事件の中で公害事件等がどれくらいあるかということでございます。これもちょっと基準がまたぐらぐらしまして申しわけないのですが、公害事件につきましては受理の段階で調べた資料がございますのでそれで申し上げますと、公害事件、平成二年の新受事件全部で三百四十一件でございます。そのうち一億円を超える事件、これは訴状によってございまして若干その後の動きはありますが、訴状によって見ますと、一億円を超えた事件が七件ということになります。

それからもう一つ、高額な事件として典型として言われております医療過誤の事件でございます。これが新受事件数が三百六十五件ございまして、そのうち一億円を超える事件というのは四十四件、こういうことになっております。

それから、初めにちょっとお話のありました土地建物の関係でございます。これは平成二年で申し上げますと全部で三万五千件ありましてございまして、そのうち一億円を超える事件、これが二百四十一件ということでございます。パーセントといたしますと一％には満たない、〇・何％、こういう数字になっております。

○北村哲男君 ところで、数字は確かにおっしゃったのですけれども、国民の一人一人が裁判をしやすくするという目的にかなうというふう

に、今の分析という統計から直接に結びつく、医療過誤なんかは確かに個人個人が対象になると思うのですけれども、そういうものとのほかの余り考慮を払う必要がないのではないかとこのことについて、それについてはどういふふうにするか、分析の結果、お考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 国民一人一人にどうかというお尋ねでございますが、これももつと委員よく御承知のところでございますけれども、個々の事件というのとはそれぞれ事件の額というのがございまして、まさにその事件、事件によって判断していかねければならないわけでございます。私どもの把握しておりますのは冷たい統計数字ということでございますので、それからどう分析するかと言われましてもなかなかこれは難しいわけでございます。

裁判所としては、裁判所に持ち出された事件、これを一件一件、適正迅速に処理をしなければならぬ責任を負っておるわけでございますが、国民が裁判所に裁判訴訟を提起しようとする、こういうふうなことを考えましたときに、一つのハードルといえましょうか、一番初めに委員が御質問されたように、一つのハードルといえまして手数料の問題もあるということも事実でございます。ですから、それが国民のどういふ階層の人に役に立つのかと言われましても何とも申し上げようがございませぬけれども、全体といたしましてはやはり国民の裁判を受ける権利に資するものではないのかというふうには私どもも考えて、今回の改正につきましては法務省の方にいろいろな形で統計数字その他の資料を提供する等いたしましたし協力をしておる、こういうことでございます。

○北村哲男君 法務省の方は今の点はこのようにお考えで、あるいはどういふふうにそれを分析しておられるでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の改正の趣旨はもう再三申し上げておりますけれども、要するに高額な請求をされる方には相対的には手数料をたく

さん納付していただくというスライド制の枠内で、しかし手数料という制度から考えた場合にはどこまでも請求額に比例するというところで適当ではないのではないかと、高額の部分については順次引き下げることが適当だという判断のもとに改正案を提出させていただいたわけでありまして、決して高額な請求について特別な恩恵を与えるという考え方はございません。あくまでも高額な請求については高額な手数料をいただく、ただ、その比率の問題についてはやはり修正すべき点があるというふうに考えたわけでございます。

それから、事件の性質はいろいろ個々各別でございまして、その事件の性質に応じて手数料をどうするか、やはりあくまでも訴訟というのには、どういふ請求と、自己の正当な権利の実現、確保を図るというところで提起されるわけでございます。高くなるか、どうかという訴訟であるから手数料を高くするは安くないか、これは考えにくいので、なかろうか。先ほどアメリカの要求との関係で申し上げましたが、アメリカの要求は独禁法上の損害賠償訴訟に限ってという要求でございましたけれども、そういうことは国の制度としてできないというふうには我が国から説明したのも、そういう考え方を含んでおるものでございます。

それから、高額訴訟の中で、いわゆる企業等がかかる訴訟といわゆる一般市民がかかる訴訟との比率がどうかというところは、先ほど来最高裁当局の方で御答弁されたように定かではないわけでございます。例えば、医療過誤の話が出ましたけれども、交通事故に基づく損害賠償請求、死亡事故、あるいは死亡よりもっとひどい障害、不具になったような事案ということも考えますと、請求額としては一億を超える、二億に近いという請求額は珍しくないのではないかと、そういうふうな推測いたします。そういう事件というのは現に相当数あるだろうし、これからのんだんだんふえていくのではないかと。

例え、そういう二億円の請求ということについて考えますと、今回の改正によって手数料は約三〇％近くの低減になるというところでございまして、そういうこと、それから先ほど来出ております、一人一人の請求額は少なくとも多数の方が一つの訴えをもって請求されるという場合には、算定上その合算額をもって基準とするということになっておられますので、そういう場合にも相当の効果を及ぼすということ、今回の改正が決して一般市民にとってはほとんどメリットのないものであるということではないであらうというふう

に思っているところでございます。

○北村哲男君 それでは、高額の場合はわかるのですが、一千万円以下について今回手をつけられなかった理由。これは、同じように下げればより国民が利用しやすくなるのじゃないかと思うので、それはどういふところにあるのでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 繰り返すようになりますけれども、今回の改正の趣旨は、要するに基本構造は現行の制度を維持しながら、その中でとりわけ手数料としては割高感の強い部分について大方の御異論のない範囲内での改正、これをできるものは早くということでお考えたものでございます。

今回、改正の対象としておらない一千万円以下の部分、これについて手数料をもっと引き下げるべきかどうかというところは、これはもしこれを引き下げるとするならば現在の手数料制度の基本構造にかかわる問題でございます。

〔委員長退席、理事中野鉄造君着席〕
これにつきましては、もつと安くという御意見があることは承知しておりますけれども、しかし私どもとして今回改正の対象としておる部分のように引き下げるべきということについては、異論のない分野であるということではなからうと思っております。

についてはもっと各方面の御意見を聞いた慎重な検討が必要であらうと思っておるわけでございまして、現在、法制審の民事訴訟法部会におきまして民事訴訟手続に関する見直しの検討をされておつて、その検討事項の候補の一つとして御指摘のような問題も一つの考え方として掲げて意見照会をしているところでございまして、そういう点については改正に具体的に取組む必要があるのかどうかという問題も含めまして、そういうた審議の推移を見守って慎重に考えていくべき問題だと考えております。

○北村哲男君 ちょうどその問題に移つていこうと思つていたところであります。

「民事訴訟手続に関する検討事項」ということが法制審において検討されておるわけですが、これは法制審議会民事訴訟法部会が平成二年七月十三日の第二十六回会議において、民事訴訟法手続の見直しを審議事項とすることを決定したということから始まっていると思つております。これはもう民事訴訟法全体の多岐にわたつているのでございまして、かつもりはありませぬけれども、この中でこの訴訟費用というのは当然検討対象に資料を見ますと

なっております。それは、今までも少し質疑の中でも疑問を呈してきたんですが、現行法の民訴二十二条というものは訴訟物の価格、すなわち訴額は訴えで主張する利益によつて算出することを定めておるけれども、その価格の具体的な算定の方法については現行法は規定をしておらないんだ。したがつて、一般的な解釈として今まで説明されたように、裁判所の裁量によつてその価額を決めるといふふうにしておられるのだけれども、その点についてははつきり裁量で決めるといふのなら決めるというふうには訴訟法上決めたらどうかか、これは当たり前前といえは当たり前のことなんですが、まず、そういうことについての民事費用に限つての進捗状況を聞いていきたいと思つております。

というのは、この民事手続の検討の中で当然検討課題になつていふのに、この問題だけ突出し

て、しかも総合的に、今濱崎部長さんが言われたように全面的に抜本的に変えようという作業の中で検討されているのに、これだけ取り出してきつたと突出してしまつたということが一つあると思ふので、問題が、どうしてだろうかという疑問、今でもかなり解明されておると思いますが、それと、今訴訟費用についての問題はどのような進捗状況、それから将来どういふふうになりそうなのかという点について御説明願ひたいと思つております。

○政府委員(濱崎泰生君) 法制審議会の審議の今後の進捗の見通しについては、これは民事局長の方からお答えいただくのが適當かと思つて、まず前段の法制審議会の審議と今回の改正案との関係について申し上げさせていただきますと思つております。

提訴手数料のあり方がどうあるべきかということについてはいろいろな御意見があるところであります。先ほど申し上げましたけれども、一千万円以下の部分については現在の手数料の程度が高いのか安いのか、それぞれの御意見があらうと思つております。具体的には、百万円の訴訟ですと八千数百円、五百万円で三万円余り、一千万円の請求ですと五万円ちょっと、そういう手数料額になつておるわけですが、それが高いのか安いのかということについてはいろいろな御意見があらうと思つております。

【理事中野鉄造君退席、委員長着席】
そういう非常に幅広い、かつ基本的な観点から、そういった問題についても法制審議会の検討事項の候補とすることで掲げられているわけではございませぬけれども、これらについては多様な考え方があつていふところではございませぬ。

それから、法制審の民事訴訟法部会の検討事項、大変幅広い多様な問題を抱えておられるわけではございませぬので、それほど早急に結論が出るということとはなかなか期待しにくいであらうと思つておりますし、またさらに、そういう問題についてたくさん問題がある中で、具体的な今回の改正の対象としてそういうものに取り組まれるかどうかということも、今後の審議の推移によるわけではございませぬ。

そういうことで、そういう基本的な問題については、各方面の意見を十分に聞いて慎重に対応しなければならぬということではございませぬが、今回の改正の対象としております問題についてはこれは法制審議会等の審議を経るまでもなく、もちろんそういう関係の学者の先生方の御意見も参考させていただきまして、いろいろ御意見も幅広い審議を経るまでもなく、各方面の大方の御意見を踏まえていただくことが、そういう改訂を、それじゃ、そういう改訂の改訂がされるまで待つ方がいいのかわ、それとも、できるものは早くということではございませぬか、その選択の問題かと思つてございませぬ。私どもとしては、やはりそういう改訂が適切であらうということでは、今回の立案をさせていただきます。

しかも、今回の改正の方向が、これから検討いただく方向と方向が逆であるということでは、ただ別問題かと思つてございませぬ。決して、今回の改正がこれからのいろいろな基本的な問題の検討の妨げとなるという関係にあるものではないと思つておりますので、そういう意味からもそういう選択の方が適切であらうというふうには考えたいと思つております。

○政府委員(清水浩君) 一般的な民事訴訟法の改正作業の今後の進捗状況等の予定でございませぬけれども、平成二年の七月に、民事訴訟法手続の全面的な見直し作業に着手するというところでこの作業を始めたわけではございませぬが、裁判所、弁護士会、あるいは学者の代表の方々に参加していただきまして、どういう点を検討の対象とするかということ、検討事項の取りまとめというふうな作業を進めてまいつたわけではございませぬ。これが昨年の十二月に「民事訴訟手続に関する検討事項」という形で取りまとめられました。

まさに、先ほどお話がございましたように、訴訟費用の問題についても幾つかの問題点を整理検討いたしました。その他相当な検討事項を抱えているわけではございませぬ。これらの検討事項は、直ちに一つの結論と申しますか解決の方向を示すというものではございませぬ。この検討事項を示しまして、これに対して各方面の意見を聞くということではございませぬ。昨年の十二月に関係各界にこの検討事項を示し、あるいはこの検討事項についての簡単な説明を付しまして、関係方面の意見を照会いたしていただいております。この六月十五日までに各界の意見はお寄せいただいたことになつていふわけではございませぬ。この意見が出てまいりますと、そういうものを踏まえて、次の段階の作業として一つの改正法案をつくらんと、こういうことを今のところ考えております。この改正法案をつくらんと、さらにこれを一般に公表いたしましたして、各界からの意見を聞く、その意見を踏まえて、さらに最終案を作成するというのが法制審議会民事訴訟法部会の今後の作業日程ということにならうかと思つております。

今回の改正作業というのは、ちょうど明治二十三年に民事訴訟法が制定されました。昭和六十五年に該当する年、平成二年がちょうど百年に当たるというふうなことも一つの契機になつていふわけではございませぬけれども、訴訟手続法につきましても、大正十五年にかなり大幅な改正がされました。

す。

まず、件数でございませぬけれども、平成二年の件数をとってみたいと思ひますが、平成二年でこの救助をしてほしいという申し立てのございませぬ事件でございませぬが、地裁では千六百六十件、簡裁の事件で三十四件ということで、大体千二百件ぐらゐの申し立てがございませぬ。その中で救助が与えられた件数でございませぬ。実はこの救助が与えられた件数と申しませぬのは第一審の訴訟だけについてしか統計がないものでございませぬ。救助申し立てについてはそのほかの行政訴訟だとかいろいろな事件がございませぬので若干それとされるわけですねけれども、この第一審訴訟で訴訟救助を付与された件数、これが平成二年で申しませぬと、地裁で七百三十八件、簡裁が四十四件ということで、八百八十件ちょっとという数字になつておるわけでありませぬ。

それで、現実の運用でございませぬが、先ほど法務省から御答弁ございませぬように、要件が二つございませぬ。訴訟費用を支払う資力なき者、それから勝訴の見込みなきにあらざるとき、こう二つの要件がございませぬ。したが、いまして、その二つの要件についてそれぞれ審査をしなければいけません、この二つは、一つの資力の問題でございませぬが、これにつきましては、申立人の収入、資産、家庭の状況あるいは支出が予想される訴訟費用の額というふうなものが一応の考慮要素ということにならうかと思ひませぬ。また、勝訴の可能性につきましても、訴状の記載であるとかあるいは準備書面の記載、それからどういふ証拠があるか、こういうふうな資料を確明させまして決めるわけにございませぬ。

その際に、今、一部救助というお話がございませぬ。確かに一部救助という救助がされる場合もございませぬし、それからそうじゃなくて、全部救助という例もございませぬ。申立手数料について一部救助があるというところでございませぬが、この救助で裁判所に出します費用としましては、申立手数料が費用の中ではかなりの額に上るといふふう

なことが一つ大きな理由ではないかと思ひませぬ。そのほかに、現実に支出を要する費用としまして大きいのは、普通は鑑定費用というのがあるかなど大きくなるわけにございませぬ。場合によっては鑑定料だけ救助するといふようなケースもあるわけにございませぬ。

それから、後の取り立てがございませぬからそれ救助をしないのではないかと申すようなお尋ねでございませぬけれども、あくまでも要件といたしましては、今申しませぬように、資力要件、それから勝訴の見込みなきにあらざるとき、この二つの要件でございませぬ。資力があれば当然救助はしなければならぬものでございませぬし、各裁判所としましては具体的な事件に応じて申すようにございませぬ。決して後で取れないからと申すことで救助をしないという例はないのではないかと申す。もちろん、終わった後の債権管理といふことは、これはやらなければいけませんけれども、しかし債権管理をやったから必ず取れるというものでございませぬ。適正な債権管理をやるということが前提でございませぬけれども、そうだからと申す、そういうことを考へて救助をしないといふことはないと申す。理解をしておるわけにございませぬ。

○北村哲男君 先ほど示された統計から見まして、七百数十件とか八百件といふことを言われませぬ。確かに、訴訟の総数が十万件以上ある中で七百件あるいは八百件程度といふのは非常に少ない割合なわけにございませぬ。それは確かに訴訟費用といふのは、全体の訴訟を進める中の費用の中の申し立て費用とかその点は非常に少ないといふ点で利用者が少ないのかという気もするにございませぬ。

一方、同じように訴訟救助といふかそれに類したものと申す扶助制度があります。これは、いわゆる弁護士費用を含めたすべてのものを補助する制度なんです。将来的にはとても大事な制度だと思ひませぬ。これを見ませぬと、昨年の統計から見ても、申し込みが一万四千三百九十四件あつ

て、それに対する決定が四千八百九十六件といふことで、かなり数の多い利用者があるようです。こういうこともありますので、今後、訴訟救助それから扶助事業を含めた形で国民の利用しやすい制度といふのを確立していただきたいと思ひませぬ。

最後に、もう時間もありませんので、大臣に一言お伺ひしたいと思ひませぬけれども、私は、すべての国民が訴訟費用の負担が大きいために裁判を受けることができないような事態を避けるためには、今の訴訟救助の制度といふものをもう少し大きく活用して、あるいは宣伝をして国民に周知させていたきたいことが一つでありますけれども、しかしながら単に裁判所に納める費用だけを救助されても現実の裁判の進行はできないと思ひませぬ。それで、いわゆる大きい意味での訴訟救助といふのは法律扶助制度全体を見据えて決めるを得ないと思ひませぬ。すなわち、訴訟費用の中に弁護士費用までも含めたものを対象とした救助制度を確立しなければ実質的に本當の救済制度といふのはないと思ひませぬ。

今までの申し立て費用から急に法律扶助制度に飛んでこの制度の必要性を言うのも奇妙なんですけれども、この前の自民党の林田先生の方からかなり詳しい御質問があつたのですが、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障し法の支配を貫徹するための制度として、弁護士費用を訴訟費用に含めた救助制度ないし扶助制度の確立こそ国家的な裁判として必要ではないかと私は思ひませぬ。けれども、その点についての大臣の御所見をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひませぬ。

○国務大臣(田原隆吉) ずっと御議論伺つておりました大変貴重な御意見でありませぬが、いわゆる狭い意味の訴訟上の救助といふのは、先ほど裁判所並びに政府委員から答弁あつたとおりでありますけれども、私は素人的に考へて法律扶助といふのは非常に広い概念でとらえなければいかぬ、こう思ひませぬ。その中で非常に狭い概念としての訴訟上の救助

もあれば、それから法律扶助といふ、非常に広く考へる中でもうちちょっと狭く考へたものとしていふゆる法律無料相談と訴訟援助といふようなことに分かれていくのではないかと申す。こう思ひませぬ。

それで、訴訟援助について、今まで協会を通して民事訴訟のみ認められておりましたが、これも国庫補助を間接的にこれを通してやっておりますけれども、無料法律相談にも出してこれといふ御意見が盛んに最近ありますが、その辺まで私自身も勉強してみよう必要があるのではないかと申す。こう考へておりました。また、民事のみならず刑事的な感覚からも国選弁護士といふのを出すことは訴訟援助の一つであります。無料法律相談の方にも初めから弁護士をつけてくれ、弁護士をつけてくれといふ声も聞いておりましたが、こちらも勉強してみなければいかぬ問題ではないかと思ひませぬ。

さらに家事、人権その他いろいろありますけれども、やはり諸外国と比べてもどうか、それから、国民が憲法上認められた裁判を受ける権利等を有効に生かすためにもそういう面が必要ではないか、資力のない人、お金のない人等が裁判を受けられないといふことがないよう考へておりました。

○北村哲男君 終わります。

○中野鉄造君 お昼休みに食い込んでおりますので、答弁はできるだけ簡単にお願ひいたしたいたいと思ひませぬ。

まず、冒頭、大臣にお尋ねいたしますが、この本法案の提案理由の説明のときに、訴訟の目的の額が高額な事件が増加してきたので、また、国民が裁判を受けようとする場合に過度の負担となることがないようにするための対策だといふ説明がございませぬけれども、民事事件の申立手数料がどうあるべきかは、これは本来このような事件数の増減とは無関係ではないかと、こう思ひませぬし、極端に言へば、たとえ一件しかないとし

てもその事件の内容にふさわしい手数料額が定められるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(田原陸君) 基本的には先生のおっしゃるとおりだと思いますが、先ほどの質疑のときに政府委員からお答えしておりましたけれども、本来、訴訟費用は国家が負担すべきではないかなという思想があつて、しかし受益者負担的な思想もあるもので、こういう費用負担するという考え方がある。さらに、乱訴を防ぐというふうな意味からこれは出てきておるといふようなことを考えまして、ただ、形式的なものよりも本当は実質で決めるべきじゃないかなということには、私は傾聴すべき点が多いと考えております。

○中野鉄造君 そこで、重ねてまた大臣にお尋ねいたしますが、この趣旨説明の中にも言われておりますように、これまでの一連の経緯から見ても、今回の改正は、国民の裁判を受ける権利の保障のためとなっておりますけれども、それよりも、それ以外の要素が大きく働いたといった感を深くするわけですか。

それは、先ほどの質疑の中でも言われておりましたけれども、しかしそれはそれとして、「緊急」という言葉が答弁の中にもありますけれども、緊急を要するといふ、この「緊急」といふ言葉の本当の中心は一体何なのか、そういうことについて具体的にどういふ事態を指して「緊急」とおっしゃっているのか、そのことをお尋ねいたします。

○国務大臣(田原陸君) 結果的にはSIIの問題ではありません。特別に申し上げる理論づけを持っておりませんが、きっかけは確かに日米構造協議の中で独占禁止法に関する部分の問題があつたと思うのです。しかし、それだけで我が国のその部分だけいじるわけにはいきませんので、全般の問題もあつたが、国民の裁判を受ける権利の確保というふうな意味からいっても、最近訴訟費用が高つたという声もあつたから、それに対応することがたまたま一致して「緊急」といふ言葉を使わせていただいたわけでありまして。

○中野鉄造君 そこで、この法案の中心に入っていきますけれども、今回のこの改正は手数料の引き下げを内容とするということがその主体になつておられますが、私はこの引き下げに反対する者ではございませんけれども、一つ気がかりになるのは、逆に昨今の経済事情の変動に基づき必要性はなかつたのか、この点がちょっと疑問に思つておられますか。

と申しますのは、現行法の手数料額は昭和五十五年に引き上げられて以来ずっと据え置かれたままになっておられるわけですね。そこで、今回のこの改正に当たつて手数料引き上げの必要性についてやっぱ検討されたのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 今回の改正の趣旨は、先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、いわゆるスライド制の高額部分についての制度が高額な訴訟がふえるに伴つて少し高きに過ぎるといふ意識が急速に高まってきたということから、その部分についての、ただいま大臣も御答弁申されましたような早急な改善の必要ということから立案し、提案させていただいたわけでございます。

若干補足して申し上げますと、早急といつておるのは、委員御指摘のように、提訴手数料のあり方というのについてほつと基本的な観点からの検討が必要だといふ御意見があるところでございます。そういう観点からの検討はもとより必要でございますけれども、それにはやはり各方面の意見を十分に聞いて慎重に対応する必要があるといふこととございまして、各方面に異論のない範囲内での是正というのには、それを待つまでもなくできるものから実施するといふことが適当であるといふことで、そういう意味で早急に改正の必要があるといふふうに表現させていただいたつもりでございます。

前置きが長くなりましたけれども、申立手数料を定額で定めている部分がございます。例えば、保全手続でございますとどのような事件でございまして千五百円ということになつております。それから、いろんな書類の閲覧でございますと

か、謄抄本の交付の手数料というふうなものももちろん定額になっておられるわけでございます。そういったものについてはやはり貨幣価値の変動、物価水準の推移に照らして余りに不当になつた場合にはこれを改めるといふ必要があるわけでございます。そして、そういう観点を中心として、御指摘のとおり昭和五十五年に引き上げの改正をさせていただいたわけでございます。

今回の改正をするにつきましても、あわせてそういうことでの改正の必要がないかどうかということも検討いたしましたわけでございますけれども、今回、昭和五十五年から現在までの消費者物価指数を例えば見てみますと、前回五十五年に改正したときのような大幅な変動があるわけではない。具体的に申しますと、二十数%の上昇という程度にとどまつておるといふことから、現時点でそういった部分について引き上げをするというまでの事情の変更はないのではないかとお尋ねに考えまして、今回は専ら高額部分の引き下げということに限つて提案させていただいた次第であります。

○中野鉄造君 たまたま今国会で、次の委員会あたりでは刑事補償金の基準額引き上げを内容とする刑事補償法の改正案というのも審議される予定になつておりますけれども、こちらの方は同じく昭和五十五年に引き上げられてから今回で三回目の引き上げになっておられます。刑事補償法と民事費用法は、これは全く性質が異なるものでございまして、単純に比較はできませんけれども、経済情勢の変化に基づく改正であるという点では、これは共通するのではないかとお尋ねいたします。

この二つの法律を比較して、金額引き上げの基準の相違点について具体的に御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(濱崎泰生君) 昭和五十五年に民事訴訟費用についての額の引き上げを行ったわけでございますが、それは昭和四十六年に民事訴訟費用法が制定されてからの貨幣価値の変動、消費者物価指数の変動等を基準にして引き上げを行ったものでございまして、そのときはおおむね定額の部分につきましても三倍に引き上げるといふ改正をしたわけでございます。

ところで、刑事補償法と民事訴訟費用法とでそういった検討の期間が違うのではないかと御指摘でございますが、実質において御指摘のとおりでございます。刑事補償という点について考えますと、これはやはりそういう指数が何倍にまでなる間、従前のままで放置しておいてよろしいという問題ではないわけでございます。それは若干でもある程度そういう経済情勢の変動がおりますれば、それに対応して相応な引き上げを行つていくということが、性質上不可欠だと思つておられます。

それから、一般の手数料と言われているものの中にも、いわゆる当該手続を処理するに要する費用の実費の全体を利用する方々に負担していただく、いわゆる実費主義で費用を定めているものが多いわけでございます。そういうものにつきましては、やはり実費といふものが経済情勢の変動に伴つて、あるいは貨幣価値の変動に伴つてだんだん高くなつてくれば、それに見合った改正というのを時宜を失せずに行なうなければならぬという要請があるかと思つておられます。

ただ、この民事訴訟費用法における提訴手数料について申し上げますと、これは先ほど来申し上げておられますように、民事訴訟の運営に係る裁判官を初め職員の給与でございますとか、物件費でありますとか、施設費でございますとか、そういうすべての運営経費を当事者に実費として負担していただくという構造になつておらないわけでございます。先ほど来申し上げておられますように、負担の公平という観点からそのうちの一部分を負担していただく、こういう構造になつておられるわけでございます。

そういう見地から申しますと、実費主義をとつておられる手数料のようにその実費が相当程度変動すれば必ずそれに応じて是正をするという、そういう直接的な結びつきというものは少ないのではないかと。そういうことで、民事

訴訟費用につきましては、必ずしも何年ごとに見直しをするというふうな取り扱いはしておられないというところでございます。

○中野鉄道君 余り煩雑にその手数料の改正をやりますと、やっぱりこれは非常に現場の職員の皆さん方は混乱すると思えますけれども、今お答えがあったように、経済情勢の変化に基づいて、私、考えたときに、現在の手数料額についての、ように評価されておられるのか、高いと思われませんか、低いと思われませんか。

○政府委員(濱崎恭生君) その評価、私も法務省事務当局として最終的な評価をしているわけではございません。

ただ、いろんな手数料を総合して考えました場合に、今回、高額部分の手数料については、提案しております程度の減額をすべきである、それとの差額の部分は高いという認識のもとにこういう改正案を提出させていただいたわけでございますが、それ以外の部分については現在の金額というものが高過ぎるとも安過ぎるとも、そういう認識は持っておりません。

さらに言えば、高過ぎるといふ御意見もあることは承知しておりますけれども、現在の手数料等の額が国民が裁判を受ける権利を阻害するというような額のものであるというふうには言えないのではないかと現段階では考えているところでございます。これも先ほど来御答弁申し上げております法制審議会の民事訴訟法部会の検討の対象となっておりまので、そういう御議論を踏まえて、私どももそういう問題どうかというところをこれから将来の問題として考えてまいりたいと思っております。

○中野鉄道君 大体適当ではないかという判断だろうと思えますけれども、国民の裁判を受ける権利の保障という観点に加えて、先ほど申しましたように、余り頻繁に手数料の改正が行われると非常に現場では混乱するという、そういうマイナスマ面もございませぬ。

そこでお尋ねするわけですけれども、現在作業

が進んでいる民事訴訟法の全面的な見直しが行われるまではこの手数料の改正というものは行わないと、そういうお約束はできるんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 手数料等の額につきましては、基本的には常に経済社会情勢の変動に対応してこれを是正すべき必要が生じたときには適切に対応しなければならぬという性質の問題だということに思っております。したがって、今の段階で、御指摘の法制審議会の検討が済むまでは費用法について一切改正を考えないということを将来の問題としてお約束するわけにはまいらない性質のものでございます。その点は御理解いただきたいと思います。

ただ、今回、手数料算定基準について改正を加えたわけですが、手数料算定基準といつたことについて考えますと、これを頻繁に改正するということになりますと、これは現場で混乱のもとになるというの御指摘のとおりだと思いますので、そういう算定基準といったような観点から余り再々改正をすべきものではないという認識は持っておりますので、そういう点を踏まえて対応していきたいと考えております。

○中野鉄道君 次に、この手数料の納付の方法、つまり収入印紙の問題についてお尋ねいたします。

印紙をもつてする収入金納付に関する法律第一条に、「国に納付する手数料、罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件の費用」等は、「印紙をもつて、これを納付せしめることができる。」と、こういう法律があるわけですが、逆いえば、申し立ての手数料は、法第八条によって、収入印紙を張って納付させることとして、これを禁じているわけじゃないわけなんです。財政当局や予算財源の面からいえば、租税とあわせて租税印紙収入としてとらえる方が便利なこととはこれは十分理解できますけれども、今後の問題として現金等の納付の方法を認めることができないのか。それが困難であるとすればどこがネッ

クになっているのか。その点をお尋ねいたします。

○政府委員(濱崎恭生君) 現行の民事訴訟費用法では、手数料は収入印紙で納めるということになっております。

これは、昭和四十六年に現行の民事訴訟費用法を制定いたしました際に、現金納付の方法との選択、どちらがいいかということも検討されたようございまして、結局当時の考えとしては現金納付の方法は当事者にとってかえって面倒である、あるいは窓口の取り扱いについて混乱の生ずる可能性がある、あるいは過誤納付があった場合の返還手続の関係でもいろいろ困難があるというところで、かえって当事者に不便を与える結果となるおそれがあるのではないかと、収入印紙をもつて納付するという方法を選択し、現金納付の方法を採用するかどうかということはその後の検討にまつということにされたわけでございます。

最近、この点につきまして、手数料の額が高額であるものが増加するに伴いまして、印紙で納める場合の問題点もだんだん指摘されるようになりまして、現金納付の方がいいのではないかと、御議論も出てきておられることは承知しております。また、先ほど来申し上げております法制審議会の民事手続についての見直しの検討事項の一つの候補としても、そういう問題点も取り上げて意見照会がされておるところでございます。現金納付、印紙納付の方法、それぞれいいところとデメリットの面があるかと思うわけでございますけれども、そういう全体を比較してどちらがいいのかということはこの最高裁判所と相談して考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○中野鉄道君 現在のように、収入印紙による納付方法がとられている場合、いろいろ記憶に新しいところがございますが、偽造だとか変造だとか、そういうような事件が非常に頻繁に起こっております。

私も、この間ある印刷の専門業者の人たちにちょっとお尋ねしたところ、お札は透かしだとか何とか非常に高度な印刷技術を要するけれども、印紙なんというのは簡単にできると、こういうようなお話を伺ったことがあります。そういうところからやっぱり印紙の取り扱いというのは非常にこれは問題があるんじゃないのかなという気がしてならないわけなんです。

そこで参考までにお尋ねしますけれども、今裁判所内におけるいろいろな再犯防止対策を含めて、収入印紙に係る偽造、変造の動向について、そういうようなことにかんがみどういうような配慮をなされているのか。それとまた、消印についてどういう配慮をなされているのか、これが一点。

それと、またそこにかかわってきましますけれども、近年の印紙犯罪の動向、それから印紙犯罪処罰法に基づく最近の起訴動向について、これは法務省と警察庁にお尋ねしたい。

そして三点目に、大阪だとかあるいは東京でもいろいろな最近事件が起きておりますけれども、金券を割り引いて買い取るところがありますね。あるいは商品券だとかチケットだとか、そういうようなものを買取るところがあります。それは同じ額で買取らばこれは両替として別に問題ありませんけれども、幾らか割り引いてそれを買い取る。ところが、これは民間で発行している金券だとか商品券だとかチケットはいよいよ、政府が発行しているものを割り引いてやる。これは古い古銭だとか古い切手だとか、同じ政府が発行したものであっても逆に高額に買い取るわけなんです。ところが、現在流通している印紙だとかそういうようなものが発行しているものを割り引いて買い取る、こういうようなことを取り締まる法律はないと思うんです。こういう点についてどういうふうにお考えになっておられるのか、この三点についてお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) まことに残念なことですが、昨年の十月に、東京

りますけれども、改正法による収入見込み額も同額とされており。

そこで二、三お尋ねしますけれども、本案による改正は印紙収入見込みに影響がないと推計されておられるのか。二番目に、前年度予算よりも三百九十億円減収見込み額とされている原因はどの様なか。三つ目に、印紙収入における内訳、いわゆる民事訴訟等の申立手数料による見込み額をどの程度見ておられるのか。

○政府委員(濱崎恭生君) 委員の御質問の中には、裁判所の印紙収入の問題と、印紙はいろんな場面で使用しておりますので、印紙収入全体の問題との御質問が含まれておると思っております。私どもの方からは、今回の改正と裁判所関係の印紙収入の関係については先ほど大蔵当局の方から御説明がありましたけれども、若干補足して申し上げます。

平成四年度の裁判所の収入印紙概算見積り額は約百二十二億円とされておるところでございますが、今回の改正をしない場合と改正が実現された場合との総額にどの程度の変化が生ずるかというところは、一応数字的な概算はしたわけでございませぬ。その結果によりまして、これは施行期日はまだ決まっておりますので、平成四年度についてどれだけの期間が適用対象になるかがまだ決まっておりますが、仮にこれを半年分として考えた場合には、大体数億円程度、裁判所関係の印紙収入が減少するという計算になるわけでございませぬ。数億円と申しますと、もう少し具体的に申し上げますと、三億円から六億円ぐらいの間ではないかというふうに考えておるところでございます。

ただ、先ほど大蔵当局からお話ございましたように、最近高額訴訟の増加傾向がございますし、いろいろ裁判所においても手続の改善等による訴訟手続の効率化ということが図られている結果として訴訟が増加するということが考えられる。さらには、今回の改正によりまして今まで若干請求額を控えていた者が少し高額の請求をする

ということになるという効果があるかもしれません。

そういったことを考えますと、かなり予定よりも印紙収入額が増加すると見込まれる要素もあると思われましてございませぬ。そういったことを総合して考えますと、単純に計算上だけから申しますと先ほど申しましたような減収ということになるわけではございませんけれども、相当程度、そういう後に申し上げますような事情によってカバーされるのではないかと。したがって、この改正によって、平成四年度の裁判所関係の手数料収入については見込みも額を要するまでの影響はないのではないかと。いろいろに考えている次第でございます。

○説明員(清水治君) 印紙収入の金額についての御尋ねでございますが、お答えさせていただきます。

平成四年度予算におきまして、印紙収入、収入印紙に係る金額は、御指摘のとおり一兆三千八百六十億と見込んでございませぬ。平成三年度の補正後の予算額が一兆四千二百五十億ということで、三百九十億、四年度予算の方が減少しております。これにつきましては、最近におきまして印紙収入の収入状況あるいは収入印紙の売りさばき状況などを勘案いたしまして、印紙収入全体として見込ませていただいております。

ちなみに、印紙収入の中には登録免許税ですとか印紙税のように印紙で納付されるものがございますが、平成二年度後半以降最近におきまして不動産取引の低迷が見られまして、こうした不動産の取引の低迷状況を反映いたしまして登録免許税などが低調でございませぬ。こういった点を反映いたしまして、印紙収入全体としてやや減少傾向にあるものと考えております。

○中野鉄造君 最後になります。今、大蔵省からもいろいろの答弁がありましたけれども、本案改正について大蔵当局と法務省、いろいろ協議をなされた経緯があるのかどうか。もしなかったならばなかつたで結構ですけれども、その点いかがで

しょう。

○説明員(松谷明彦君) 本改正につきまして法務省、大蔵省間での協議があったかどうかということでございますが、もちろんこの改正案につきましては改正の趣旨、概要、あるいは改正法が国会を通過して施行された場合の印紙収入への影響については、事前に法務省から説明を受けているところでございませぬ。

○政府委員(濱崎恭生君) ただいま大蔵事務当局の方で御答弁いただいたとおりでございます。事情について御説明して御理解をいただいているところであります。

○中野鉄造君 終わります。

○委員(鶴岡洋君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十分開会

○委員(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本敦君 最初、訴訟費用の関係で御尋ねをしておきたいんですが、今回は一千万円以下ということがこの改正法ではもとのままということになります。しかし、実際の事件の数の多さからいいますと、資料でも一千万円以下が圧倒的に多いわけではございませぬ。民事訴訟費用全体の問題としてはこの部分にも考慮を払うべきであったのではないかと。同僚委員の質問にもございませぬが、私もそう感じておるわけでございませぬ。

この民事訴訟費用のあり方については、かねてからいろいろ議論がございまして、御承知のように、日弁連の民法の改正問題委員会が九一年二月十四日に出しました報告でも、検討すべき事項

の第四点にこれを掲げまして、大体どういう根拠で訴訟の費用の印紙貼用をやらせるか、その基準なり根拠なりも含めて、もう一遍基本的な議論が必要ではなからうかというような問題が提起をされておるわけでありませぬ。

諸外国の例も午前中お話をございましたが、将来の課題として我が国の訴訟費用がどうあるべきかというこういった問題については、引き続き議論を深めてほしいということをお願いするんですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の提出いたしました改正案は、委員御指摘のとおり、大要部分的なものでございませぬ。御指摘のとおり、提訴手数料を含みます訴訟費用に関する基本的な問題としてさまざまなものがございます。日弁連からもいろいろな御意見が出ておることは私も承知しておりますし、手数料の関係に限りまして、例えば上限を設けるとか、あるいは上訴関係の手数料のあり方とか、多数当事者訴訟等についての算定方法の基準化といった御意見を伺っているところでございませぬ。

私どもといたしましては、そういう問題について常に関心を持っていかねばならないというふうに考えておりますが、午前中も御説明申し上げましたように、現在法制審議会の民事訴訟法部会におきまして、国民に利用しやすい民事裁判の実現という観点から、民事訴訟手続全般について見直しの検討がされておる中で、そういった問題についても改正を検討する必要があるかどうかという点について広く意見を聞くための検討事項の公表を行っているところでございまして、そこで基本的な議論がされるということも期待しているわけでございませぬ。私どもとしましては、そういうことでの議論の推移を見守りながら、将来の問題として考えていかなければならないというふうに考えております。

○橋本敦君 きょうは、民事裁判に関連して次の問題に質問のテーマを移していきたいと思っております。

実は最高裁の方で、各地の裁判官会同でいろいろな法律問題を議論されるという経過がこれまでございまして、裁判官会同におけるそれらの議論が最高裁事務局からまとめて、例えば労働関係ですと「担当裁判官会同概要集録」ということで出されておるのを私どもは承知をいたしておりますが、そういった裁判官会同というのは大体いつごろから行われてきたものでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この会同なり協議会と申しますのは、戦後最高裁判所が発足をしましてから、その当時から行われてきたものだといふふうに承知しております。

○橋本教君 その会同というのは、初めのうちはどなたが出席をなさったか、どういふ議題で行われたか、これが公に知られる状況で公然と行われていたようでありまして、ところが後に、次第にそういう体制がなくなりました、全く部内だけで行ふということ、資料も公開はしないということが原則になってきたように伺っておりますが、間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この会同、協議会の結果でございますけれども、従前といましようか、戦後初期の段階のものを私どもいろいろ印刷物で見ると、会同の出席者、それからその会同の議論の経過というものにつきまして、議長はこういう発言をして、それから会同員がこういう発言をしたという速記録のようなものでございまして、おつた時期が一時ございまして、最近はそのような形ではされず、むしろそれをある程度取りまとめたといふふうにか、そういうような資料が多いといふふうにか、承知をしております。

○橋本教君 その資料を取りまとめたという形では出される、その資料を取りまとめる責任は最高裁事務局が責任を持ってございまして、こういうことですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) そのとおりでございます。

○橋本教君 最高裁事務局がおまとめになるに

ついて、その会同をどの範囲で開くかということについては、裁判官の任意の参加なのか、それとも最高裁の指名によって参加をされる裁判官が決まるのか、どうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この点につきましては、会同、協議会いろいろございまして、全国、全高裁、地裁から裁判官を集めるというのもございまして、あるいは協議のテーマによりましてはその半分、地裁ですと大きなところを中心にして半分ぐらいというふうなところもございまして、

それぞれの高裁なり地裁からだれが出席するかということにつきましては、各高裁なり地裁におきましてだれが出るかというのを決めていただく。ただ、私どもの方では、その会同、協議会の趣旨に照らしまして、例えば執行事件でありますと執行を担当しておる人に出てきてもらいたい、あるいは労働事件でございまして労働事件を担当しておる人から出てきてもらいたい、あるいは場合によってはベテランの裁判官の方がいいんじゃないかと、この程度のことは申し上げておりますが、具体的な人選につきましてはそれぞれの裁判所においてお選びいただいている、こういうことでございます。

○橋本教君 それを高裁管内で主宰する場合は、当該地の高裁長官が責任を持たれるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今のは高裁管内のことでございますが、責任者といひますか、主宰者といひましては高裁長官と、こういうことになるわけでございます。

○橋本教君 それで、その会議録というふうなものには特に公にしないということ、その概要を取りまとめたものは部内資料として裁判官にそれは配付されるんですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この取りまともよりまずつけましては、それぞれの内容等に利用していただきたいということがございます。ただ、何と申し申しても、裁判官の数も多うございまして、その経費といひましようか、そういう関係もございまして、大体のところは各庁用といひましようか、各裁判所に何部か、あるいは民事の場合ですと民事の裁判官室に一部とあるといひましようか、いろいろその資料の出身によつて違ひますけれども、そのような形で配付してございまして、特に各裁判官個人個人というのは、全部調べたわけじゃございませんが、多分そうないのではないかと申すに思っております。

○橋本教君 一応これは部内資料として公表はしないという扱ひのものですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) この会同、協議会と申しますのは、裁判官の自由な研究会というところをございまして、できるだけフランクな立場でフリーに議論をしてもいい、こういうことがございまして、余り公表するのには適当でないようなものにはございまして、しかしながら、むしろ公表して部外の方にも知っていただきたい方がよいというのもございまして、例えば、新しく法律がございまして、具体的に事例を申し上げますと、先般、もう大分前になりましたが、民事執行法といふようなものがございまして、その際に、どういふような取り扱ひ、申立書はどうするか、いろいろなことが協議されたわけでございますが、そのようなものがございまして、申し立てをされる弁護士さん、あるいは一般の方という方も知ってらっしゃる方が多いというのもございまして、そのようなものにつきましても、公表といひましようか、市販といひましようか、公表のようにな形にしておるものもございまして、

それから、自由な雰囲気のもとでということ、一時、部外秘といふような、あるいは取り扱ひ注意といふような取り扱ひをした例もございまして、最近では余りそういうのも好ましくないのでないかといふことで、特に内部用ではございまして、場合によつてはと申すに、原則としては余りそういう部外秘といふような取り扱ひは望ましくないのでないかといふやうな反省もございまして、最近ではそのような事例は少ないのではないかと申すに思ふに認議はしております。

○橋本教君 そうしますと、最高裁事務局がまとめた上巻、下巻に分かれております「労働関係民事行政事件担当裁判官会同概要集録」と言われるものは、これは別に秘密でも何でもないのでございまして、これは別にご心配をいたしませんか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) そのとおりでございます。各裁判所の資料室でございますが、そこにも備えつけをしておるといふことでございます。

○橋本教君 とところで、部外秘等の扱ひをしたこともあったというお話がございましたが、この裁判官会同が実は今おっしゃったような自由な意見交換の場といふことではなくて、次第に最高裁の意向が各裁判官に浸透していくような、そういう嫌ひが多くなつてきて、事実上の裁判官の独立に対する制約といふ問題を起さかねないという意味で、司法上の大事な問題だといふ批判が既に古くから在野法曹を中心に起きておつたといふことは御存じですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今、御指摘のような議論といふのがございまして、承知をしております。

ただ、私どももいたしましては、こういうのは先ほど申しましたように一般的な研究協議の場だといふこととございまして、特にこれによつて具体的な事件の処理といふものが影響されるということがあつてはならないことと申すに、現実にもない。特に裁判官と申すのは憲法にも保障されておりますと申すに、独立して職権を行使するといふところが裁判官の裁判官たるゆえんでございまして、裁判官になる者として、そのことを誇りといひましようか、そのことに生きがいを感じて裁判官になつておるわけでございます。決してこのような会同なり協議会が行われたからといふことは全くないといふふうに認議し

らるるといふことは全くないといふふうに認議し

ておるわけでございます。

○橋本教君 その問題がまさに私がきょう質問する中心課題なんです。

今そういうようにおっしゃいますけれども、在野の研究會、シンポジウム等いろいろ行われておりました。最近では大阪の民主法律家協會もこの問題でシンポジウムを開いておりましたが、そこでは具体的な裁判に影響を及ぼしたおそれがあるという、そういった指摘も議論としてなされておるんです。

例えば、一つの例を取り上げて考えてみますと、日立製作所の残業拒否解雇事件というのがございました。これは日立製作所で田中秀幸さんという方が、終業十五分前にきょう残業しなさいというように言われて、きょうは友人との約束がありますからということで残業を断ったわけですが、それが出勤停止処分になり、依然として残業は本人の同意を要するという考え方を要さないから、企業秩序の問題としては許せぬということ、解雇にまで至ったというケースでございます。

その事件が仮処分一審、二審と参りまして、本訴の一審が東京地裁八王子支部で昭和五十三年五月二十二日に行われて、たつた一回の残業拒否でこれを解雇するのは懲戒権としては行き過ぎだということ、勝訴の判決がございました。仮処分二審でも東京地裁でも勝訴の判決があった。それが東京高裁に行くわけですが、東京高裁で昭和六十一年三月二十七日に今度は逆転判決がなされるわけですね。

この経過は間違いないですね。まずその点だけ。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 間違いないですね。

○橋本教君 その逆転判決がなされる昭和六十一年の三月二十七日なんです、その前の昭和六十一年六月に広島・高松高裁管内で裁判官会同行われてまして、まさに一般的な議論の研究ではなくて、具体的なこの事件のケースそのものに該当する設問の検討が行われたことが明らかであります。

設問の要旨は、「使用者は、労働者に対し、一方的に時間外労働を命じ得るか。また、時間外労働の命令に従わなかったことを理由に懲戒処分をすることは可能か。」という問題、まさに本件の具体的な最大争点にかかわる設問であります。これが行われてまして、当時の高裁長官が四ツ谷裁判官であったと思いますが、その主宰のもとでこの会合がなされまして、そしてその協議内容というのが出されてまいりました。

その協議内容というのは裁判内容ではありませんから、この本に、事務総局が編さんした集録に具体的に出ておりますから、これはもう問題ないわけでありまして、その内容を見ますと、基本的には時間外労働には労働者の同意を要するんだ、しかしそれは個々具体的な同意でなくて、包括的な同意でよろしいと。その包括的な同意というのは、労働者が雇われる際に、その会社に対して自分は時間外労働については、これは承服しない、異議を述べるといふことがありますよとか、そういうことについてきちっとしておかないと包括的に同意があったものとみなされて、三六協定のもとで就業規則があり、そこで残業を命じられれば包括的な同意がもうあったものとみなされて残業義務が生じてくる、こういう考え方ですね。こういう考え方に基づいて一たんそういう労働義務が発生している以上は、時間外労働であるうが義務があるんだから、それに違反するならば当然懲戒の対象となるという、こういう協議内容がこれによって明らかになるわけですね。

そういうような協議内容が行われて、そして今指摘した東京高裁の判決では、この協議内容と異なつて懲戒権の問題については慎重に検討するということ、労働者を勝たした判決が変更される東京高裁判決に至るわけですが、この協議内容の考え方と東京高裁判決の考え方と理論的に共通するものがあることは否めないのではないか、この点はどう見られますか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今仰せのような協議の結果というものが概要集録に載つておることは事実でございます。

先ほど、この問題は当該具体的な事件の問題ではないかとおっしゃったわけですが、これはここにもございまして、広島・高松高裁管内の協議会がございまして、問題を出すのは広島・高松高裁管内の参加された裁判官がお出しになったということでございます。その方がどういうことでお出しになったのかというの私どもよくわかりませんが、今おっしゃった事件は具体的に東京地裁八王子あるいは東京高裁の事件でございますので、そういうことから見ますと、その具体的な事件をどうこうということではないのではなからうか。

また、一般的に申しまして、裁判官がこういう問題を出す場合には、自分のところにある事件の中で問題点というのがある場合もございまして、しかしそれはそういうものを具体的に出すわけではなくて、一般的な法律論、抽象論というふうな形でいろいろ他の人の参考意見を聞く、こういうこととございまして、ほかの論文を読んだりというふうなことと全く同じだということとございまして。

○橋本教君 その論文を読むのと全く同じだといふ、その読むのが一般の研究論文ではなくて最高裁判所事務総局が責任を持ってまとめた裁判官会同行の内容だということですから、裁判官への影響力というの一般的な論文を研究的に読むことと違つて非常に大きいということをお考えなさるならぬのです。そこが問題なんです。

しかも、その設問が、今おっしゃったように、管内が違つて言うけれども、この問題についての協議の結果については、裁判官には部内資料として図書室でも見られるし、また配付をされることもあるんですから行くんですよ、いいですか。

しかも、もう一つの問題は、この裁判官会同行、一月二十八日に最高裁にお入りになって、最高裁第一小法廷の裁判長にお入りになるんですが、その

の第一小法廷の四ツ谷裁判長のもとでこの事件が最高裁で審理をされて、そして二審の原告を負かした判決が維持されて最高裁判例が出る。こういうことで関係者の間では、まさにそれはこの協議をまとめた四ツ谷裁判官が裁判長におなりになつて下した判決というのは、それ自体公正なものとして納得できるかという議論がえ出してくる、こういうことにもなつてくるわけですね。

そういう意味で、司法行政というものは、これは基本的にはやっぱり公正ということが基本でなくちゃならぬし、裁判を受ける国民から見るとその公正がどう担保されるかということだし、それから司法行政として事務総局がおやりになるこういう会合で具体的なケースがどんどん議論をされて、それが裁判官に具体的に影響を及ぼすということになれば、それはまさに裁判権の独立という憲法にかかわる問題にもなつてくるわけですから、これは本当に慎重でなげやならぬし、重大な問題でなげやならぬわけですね。

私は、この問題で非常に注目されるのは、平成元年十一月十六日に日弁連で元裁判官に対して、こういう会合に出席した経緯についてアンケート調査をやられて、それが意見として出ておるんですが、それを読んで、私はこれは大変だと思つたんです。

この方は行政事件会同行出られたんですが、その雰囲気について、だれ一人として指名されなければ質問も意見も出さず、あらかじめ指名の順番も当局によって決められていたような感じだ。私はそういうことは事前に知らないから発言をしたんだけれども、挙手して発言すると、周囲から意外な顔をされて赤面した覚えがある。以後は積極的な発言をする気も失つてしまったことを記憶している。会議の方向は、まず問題について提案庁がその趣旨を説明して、その次に二、三の庁が指名されて意見を言うが、まともとしては、各庁の研究や協議の結論を言うけれども、最後に事務総局の派遣の判事がとうとうと議論を整理して締めくくる。そして、この事務総局の議論というも

のを持って帰るためにもうみんなは真剣にメモをして、そして、持って帰って伝達をする、そういう空気になっていて、自由闊達な研究ということとはほど遠い雰囲気だったということをはっきりとおっしゃっているのがあるんです。

これは一つ重要なやっぱり私は証言だと思っております。こういうような問題がありますから、大阪の民主法律家協会としても、この問題についていろいろ検討を加えまして、そして、この問題については、裁判の独立を侵すという具体的な問題をおそれがあるから、こういった会同については最高裁判所事務局としては、この際、これを廃止するという方向で、司法の独立と権威を擁護する立場に立ってもらいたいということを決議して、そういう文書を最高裁にも送っているというように聞きました。そういう文書は届いていますか。

○最高裁判所長官代理人(今井功君) 多分、ことしの五月一日に民主法律家協会会長亀田得治という名前前で最高裁判所に来ておりますのが恐らくそれではないかと思えますが、そういうものは来ております。

○橋本教君 じゃ、最後に。

この趣旨は、真剣にお読みになれば今私が指摘したような問題で、憲法七十六条三項に基づく裁判の独立を守ること、最高裁による、司法官僚による裁判統制ということになってはならぬということをおっしゃって、厳しく指摘しておる問題であります。

この裁判官会同の問題については、多くの事例を挙げてこれからはまだ議論をしていきたいと思っておりますが、さしあたりきょうは第一回として、以上の程度で質問を終わります。

○萩野浩基君 連合の萩野浩基です。よろしくお願いたします。

さて、このたびの改正案を見まして思うのであります。今度も手数料額の上限といいますが、これについてどうも明確でない。このことに関しましては、通告をきちんとしなかつたんじゃないかと思えますが、けさから同僚の委員の質問の中、この辺について重要な点であるのに触れられてなかったように思いますので、ちょっと質問させていただきますかと思えます。

この訴えの提起の費用は、御案内のとおりに、訴訟の目的の価格が十億円を超える部分、その価格五百万円までと一億円、これは〇・二％と思えますが、という費用がかかることになっております。これはどう見ても、ここに上限がないというのがどうも不思議に思うわけです。上限のない手数料は、果たして憲法等から考えてみましても、国民の裁判を受ける権利から考えると、もしかしら司法の民主化への、とり方によると逆方向ではないか、私はそのようにも考えるのであります。

どうかこの辺は実にナイーブな質問でございますが、リーズナブルな合理的な御答弁を、簡単にいいですから、私これを読んで素朴に感じたことなんで、お答えいただけますか。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘のとおり、現行法のものでは三百万円を超える部分については二十万円ごとと千円というところで、率にして〇・五％でございますし、今回の改正案のもとにおきましても、十億円を超える部分につきましても五百万円ごとと一億円、率にして〇・二％というところでございまして、そういう率で高額になればなるほど手数料も高額になるということでございます。したがって、御指摘のとおり上限はないわけでございます。

この趣旨は先般申し上げておるとおりでございます。負担の公平という観点から、あるいは副次的には乱訴の防止という観点から、やはり請求額が、求める額が多くなればそれに応じて、今回率を少し低減させるわけでございますけれども、手数料を徴するということが適当であるという考えに基づいているわけでございます。

なお、憲法との関係に言及されましたけれども、これは現行制度も今度の改正案におきましても請求額が高額になれば手数料が高額になるとい

うことでございますが、手数料が高額であるがゆえにその負担能力がない、しかも勝訴の見込みがないではないと認められるときには訴訟上の救助という制度によりまして手数料の納付について猶予をする、したがってそういう要件が認められれば手数料を納付しないまま訴訟を提起することができるといって制度がございまして、そういうこともございまして、それとあわせ考えますれば国民の裁判を受ける権利を侵すということにはならないというふうに考えているところでございます。

○萩野浩基君 今の説明を聞きますと、本当はもっと私なりの理論展開をしたいんですが、時間の都合もありますから、この辺は今の私には十分な答弁にはならないんじゃないかと思えます。今後ともその点、また次の回もいろんな案が出てくる時にやはりリーズナブルでランショナルな、合理的な整合性のある説明がつくように今後ともひとつ研究をお願いしたいと思えます。これは素朴な質問でございます。

さて、次の問題、これも同僚議員の北村先生等からも指摘されておりましたが、やはり今回の改正案の背景はどうかこれもこれは日米関係があり、特に最近緊迫しております。アメリカにおきまして、私、一昨年講義に出かけましたときにトリードフリクションというタイトルで講義をさせられたんですが、そのディベートの中でトリードフリクションではないと、今は日米関係はトリードウォードというふうな厳しい言葉まで出てきたのには驚いて帰ったわけでございます。アメリカの方々の言いつつというのは日本の排他的なものとしての独禁法をどうしても挙げられるわけですね。それからまた、日本では慣行となつておるような政府と民間との癒着関係、こういうふうなものをもっと日本は正していかなきゃいけないんじゃないかというところをとも言われたわけですね。

今回、この改正案に関しましては、独禁法違反の損害賠償訴訟に関する提訴費用の引き下げということですが、これはやはり北村先生の方からの質問もありましたが、どうもアメリカから

の改正要求とのかかわり合いが私にはあるんじゃないか。そういう点から考えまして、現時点における日米構造協議の進捗状況、それからまたできれば今回の改正について、余り詳しく言われませんが、これまた時間がなくなつてしましますから、できれば外務省並びに法務省の方から簡単に御答弁いただけたらと思えます。

○説明員(佐々江賢一郎君) お答えいたします。日米構造協議におきましては、独禁法の問題につきまして日米間でいろいろこれまで意見交換を行つてきております。特に、アメリカ側の観点からいたしますと、我が国の市場における透明性の問題あるいは公正性の問題の観点から、自由かつ公正なやほり競争が促進されること、これはもう日米関係という点よりもむしろ日本経済にとって重要である、そういう点から独禁法自体について幅広い観点からこれまで議論してきているということでございます。

具体的には、独禁法及びその運用をいかに強化するか、あるいは独禁法の違反に対する損害賠償制度の活用問題、それから系列関係に関する監視の強化、あるいは景品規制の緩和等につきこれまで議論してきていることとございまして、こういう議論を踏まえて、これは九〇年の六月にアメリカとの間で今後構造協議においてこういうことをやっていくことを一応話をしたわけでございますが、その中では、例えば課徴金の引き上げであるとか独禁法のガイドラインの策定、公表、あるいは独禁法に係る警告の公表等々、いろんな措置が我が国自身の措置として盛り込まれている次第であります。他方、現時点ではさらに何ができるか、まだいろいろとお互いにアイデアを交換している状況ということとござい

ます。

○萩野浩基君 法務省、一言でいいです。ネゴエーションをしていないかだけ、簡単でいいです。

○政府委員(濱崎泰生君) 私どもも関連する場面におきまして外務省と協議をしながら日米構造協

議の場に参画しているわけでございます。

今回の改正につきましては、端的に申し上げれば、日米構造協議の中でこの問題が取り上げられたということが一つの改正に着手する契機になつてゐるという関係はございませぬが、私どもとしては、決してアメリカ側の要求に対応するという形で立案したというものではないというふうな考へておられます。

○萩野浩基君 今のような答弁ですとちょっと次の質問は少し変わってくるかも知れませぬけれども、今回の改正案というのは一般の人たちにとっては訴訟費用が下がるということで、非常にグッドサウンドに聞こえてくるわけなんです、個々の国民サイド、市民生活から考へてみますと、同僚議員から同様な趣旨の質問もございませぬけれども、国民サイド、市民からするとどうもちょっと遊離してゐるんではないか。その背景には、やはりパブル経済のはじけた今日、もう本當に実際に自分たちの生活を必要としてゐる一般国民の生活の面よりも、ともすると大企業、特に多額な目的物に關係ある訴訟、また先ほどお話しになりましたような日米構造協議、そういう中から出てくる圧力ではないか、こういう見方もまたにはあるわけだ。

もちろんそういうことはないんだという趣旨で改正案をおつくりになつたと思ひますけれども、国民とか市民のそういう立場に立つたものであるんだというのを簡単でいいですから、やはりこれは表明しておいていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の改正の目的は決してアメリカ側の圧力に対応してというところではございませぬし、また訴訟を利用される方々のうちどういふ方々に特別の利便を及ぼすというようなことを目的とするものでは毛頭ないわけでございます。あくまでも民事訴訟全般につきまして、やはり手数料のあり方として高額部分については少なくとも急ぎ改善を加える必要があるという考へ方に基づいて立案したものでございまして、そのことによる効果というのは訴訟手続を利用され

る方々にひとしく及ぶということでございます。

高額訴訟については手当てであるから一般市民にとつては余りメリットがないのではないかと、御指摘かと思ひますけれども、提案しておりますように、訴額一千万円を超える部分から少しづつ引き下げということにございまして、一千万円を超える訴訟、現在では地方裁判所の第一審訴訟事件の二〇〇程度にございまして、どういふ方が原告であるかということの数字というのは特段ないわけにございませぬけれども、一千万円を超える訴訟に一般市民がかかわられるということはないかと思ひます、少ないものではないのではないかと、いふふうに私考へておられます。

例えば、午前中も申し上げましたけれども、医療過誤とか交通事故の損害賠償請求、これは死亡事故あるいは死亡にも匹敵する重大な被害を受けたという場合には少なくとも数千万円という単位の請求になるわけにございませぬし、一億を超える二億に近い請求というものも決して少なくないわけにございまして、もちろん御指摘のように大企業が取引關係の訴訟を起こすという場合にもこのメリットが及ぶわけにございませぬけれども、相当の部分はそのういった形で一般の市民という立場の方々が訴訟を利用される場合にも及ぶものだというふうに考へておられます。

○萩野浩基君 先ほど申し上げましたとおりに、せつかくの改正なんですからその趣旨がなるべく徹底するようにひとつよろしく願ひたいと思ひます。

それから次に、先ほどの中にもちょっと触れましたが、高額の損害賠償請求訴訟のケースにおきまして、その利用者を一般市民と仮定しますと、乱訴防止の役目というものは私はないとは言ひませぬけれども、依然として訴訟利用を困難にする面もまだ残つてゐるんではないかと思はれるわけにございませぬ。それからまた、訴訟利用者の家計規模や、または訴訟行動に投資が可能なリソースの量と、それから訴訟対象の価額の高低との間にどういふも明確な論理關係が見つかりませぬ。強いて見出

せば、北村先生の質問のところでもありましたが、スライド制というふうなものも果たしてどこまで正当性があるかというものはなかなか明かしてつかないと思ひます。だけど、いづれにしても、手数料というものは比例的に連動關係にあつて当然なんだというふうなちょっと感じがするんですが、この辺ひとつ説明をしていただきたいと思ひます。もう少し詳しく。

それから、ちょっとついでに関連です。申上げておきますが、現行の手数料システムにまだ私はいずれにしても課題が残つてゐると言わざるを得ないと思つてゐます。そこで、より公平で、国民、市民の立場から論理的に説明可能な手数料システムというものをこれから研究し、改善する姿勢があるかどうか。これはできましたら大臣にも一言いただきたいんではございませぬ。

○政府委員(濱崎恭生君) まず、事務当局の方から二点についてお答えをさせていただきます。まず、現在、現行法も改正案におきましてもございませぬ。これにつきましては午前中に若干申し上げたと存じますけれども、現行制度は民事裁判の運営経費、これは膨大な経費がかかるわけにございませぬが、その基本的な部分は国費をもつて、言いかえれば国民全員の負担に於いて賄つてゐることであるけれども、やはり利用する者と利用しない者との公平という観点から、その一部分を利用する方に負担していただくというのが公平であるという考へ方に基づいてゐるものと思ひます。

その中で、求める利益の額が多ければそれだけたくさん手数料を負担していただくという理由でございませぬけれども、これは利用される方で全体として運営費用のうちのある程度のもを負担していただくという場合に、利用する人相互の間でまたどういふ負担のあり方が公平かという観点から考へた場合に、やはりその訴訟によってたくさん利益を求めるといふ方にたくさん負担していただくということが公平なのではないかと考へ

え方に基づいてゐるものと理解しております。あわせて、副次的には乱訴の防止、数学的にも、請求の額の面においても、要するに、どうせ請求して認容されなくてもともともというふうな請求がされないように、それをできるだけ避けるようにという観点も含まれてゐるかと思つてございませぬ。

もちろん、委員の御指摘にございませぬ。ところで、当事者の負担能力と求める額の間に相關性が一般的にあるわけにはないといふことは御指摘のとおりかと思つておられます。ただ、その基本的な考へ方は、やはり求める利益の額に応じて負担割合を変えていくということであらうと思ひます。そのスライド制の中身におきまして、現行法のもとは三百万円を超える部分についてはどこまでいって一律〇・五%ということにございませぬけれども、それでは少しバランスが悪いのではないかと、いふことで一千万円を超える部分から順次低減するという改正を加えて、御指摘のような問題を是正するということを考へてゐるわけにございませぬ。

それから、今後の検討にございませぬが、これも先般来申し上げてゐるので簡単に申し上げますけれども、手数料のあり方という基本的な問題についてはいろいろ御意見あるところでございまして、現在法制審議会の民事訴訟法部会における検討の一つの候補としてそういう問題も掲げられておるところにございませぬ。そういう議論を踏まえて考へてまいりたいと思つておられます。

○萩野浩基君 大臣は結構です。最後に、もう時間も少なくなつてまいりましたので、これを最後の質問にいたしたいと思います。やはり午前中の質問、午後の質問にもちょっと関連しますが、御案内のとおり、憲法第三十二条の裁判の機会均等、こういう精神から考へてみますと、訴訟費用の支払いが苦しい当事者にも利用させるべきである。これは午前中の質疑応答にもございませぬ。つまり、私はやはり訴訟上の救助制度について、現在の日本の現状を見るのに、外国と

個々の裁判官の良識ある判断にゆだねるのが適当であるというふうに考えております。

ただ、御指摘のとおり、訴訟の類型によつてはあらかじめ程度明確な基準を設けることが妥当であると考えられる場合もないではなからうかと思われまふ。この点に關しましては、法制審議会の民事訴訟手続の見直しの審議の中におきまふ検討事項の一つとしてそういう考え方を、問題点も指摘して御意見を伺つていらっしゃる所でございませぬので、そういう問題点の指摘に対する各方面の御意見、それを踏まえた法制審議会民事訴訟法部会の審議の経過というものを見守りながら考えてまいりたいと思つております。

○紀平梯子君 日常生活でさまざまな法律問題が持ち上がった際に、保険金で法律相談が受けられる法律相談保険を導入するという構想が聞かれておりますけれども、法務省はこれをどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 現在、日本弁護士連合会におきまして法律相談保険あるいは権利保護保険といったものの導入に向けまして御検討をされておるといふふうにお聞きしております。保険会社あるいは損保協会あたりからの具体的な意見聴取も含めて熱心に研究されておる、また単位弁護士会である第二東京弁護士会においても同様の取り組みをしておられると聞いております。

現段階では、まだその構想の詳細というものは私も伺つておりませんが、そういう制度が適正に機能するものとしてできるということについては、国民の弁護士へのアクセスあるいは裁判へのアクセスという観点から、一つの望ましい方向ではないかというふうにお聞きしております。現在弁護士会で検討されておるところでございますが、私も関心をもちたいと思つております。

○紀平梯子君 最後になりますけれども、少し問題が違ふんですけれども、若年層の破産事件が大変ふえております。破産法の改正について法制審議会でどのように受けとめられて現在取り上げ

られていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(清水滋君) 消費者信用市場の急速な拡大に伴ひまして、若年消費者が複数の業者から返済能力をはるかに超えた多額の債務を負担するというような事例が増加しております。そういう方々からの自己破産申立て事件が裁判所において急増しているということがあるわけでございまして、こういうような問題にどう対処したらよろしいかということで破産法という法律を所管する法務省のサイドからも私も関心をもちまして現在対応しているところでございます。

この法制審議会におきましても、平成二年の七月に開催されました民事訴訟法部会におきまして今後の審議事項をどうするかということも議論した際に、この倒産法制の見直しということも今後検討すべき重要課題であるというふうな点についてこれは異論がなかったわけでございまして、これも、それよりさらに緊急的に、国民にとって利用しやすい、わかりやすい裁判手続を設けるという見地からの民事訴訟手続の見直しを優先するということになりまして、法制審議会におきましては目下民事訴訟法の全面的な見直し作業をしているわけでございまして、破産法の改正に關する具体的な議論、どういふふうに変更したらよろしいかという具体的な議論をする段階にはまだ現在立ち至つてはいないわけでございます。

ただ、御指摘のように消費者破産の問題を含む倒産法制の見直しについては非常に重要な問題ではないか、何とかこれは考えるべきではないかというふうな意見が非常に多く出ておるわけでございまして、例えば若者が自己破産をする、簡単に自己破産の申立てをして、同時に破産免責という手続によりまして従来の借金をすべて棒引きにしてしまふというふうな制度が利用されているわけでございまして、こういうふうな制度のあり方の問題を含めまして、いろいろな御意見が最近各方面において出ているように思われるわけでございまして、そこで、法務省といたしましては、このような

各方面の議論を踏まえまして、必要に応じて法制審議会におきまして具体的な諸問題について審議をしていただき、その意見を求めるというふうなことに現在なつて適切に対応してまいりたいというふうに思つておるわけでございまして。

○紀平梯子君 質問通告、ほかにも申し上げておりましたけれども、時間不足と私の不手際のためにし切れませんが、御用意いただきましたことをむだにいたしまして、おわびを申し上げます。

○委員(鶴岡洋君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(鶴岡洋君) 全会一致を認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 刑事補償法の一部を改正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴取いたします。田原法務大臣。

○國務大臣(田原隆君) 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金額は、無罪等の裁判を

受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の自由の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上九千四百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合には、本人の死亡によって生じた財産上の損失額として証明された額に二千五百万円を加算した額の範囲内とされており、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の「九千四百円」を「一万二千五百円」に、「二千五百万円」を「三千万円」に引き上げ、補償の改善を図らうとするものであります。

次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案について、その提案の趣旨を御説明いたします。

少年が罪を犯した疑いがあること等を理由として刑事訴訟法または少年法の規定によりその身体の自由を拘束された場合等において、刑事手続により無罪となつた場合等であれば補償の対象となるのに対し、家庭裁判所における少年の保護事件に關する手続において犯罪その他の非行が認められないことにより不処分等の決定を受けても、これに對して補償を行う制度はありませんでした。

これは、少年の保護事件に關する手続が専ら少年の保護を目的として行われる利益処分であること等によるものであります。非行が認められなかった場合に、身体の自由の拘束等が結果的には少年にとつて理由のない不利益を与えたこととなることは否定しがたいところでありますので、このような場合に、刑事手続におけると同様、不利益を受けた少年に對し身体の自由の拘束等による補償を行うこととするため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。

その一は、補償の要件についてであります。非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決定または保護処分取消決定等を受けた少年等が、当該非行に關して身体の自由の拘束

または没取を受けた場合に、補償をすることとしております。

その二は、補償をしないことができる場合についてであります。補償の要件を満たしても、本人が審判を誤らせる目的で虚偽の自白をしたこと等により身体の自由の拘束等が行われた場合、身体等の自由の拘束が他の非行によって基礎づけられる場合、本人が補償を辞退している場合その他補償の必要性を失わせまたは減殺する特別の事情がある場合には、補償の全部または一部をしないことができることとしております。

その三は、補償の内容についてであります。刑事補償法第四條第一項に定める金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付することとし、没取による補償については、没取した物を返付し、返付できないときはその物の時価に等しい補償金を交付することとしております。

その四は、補償の機関についてであります。審判不開始決定等をした家庭裁判所が補償に関する決定及び補償の払い渡しを行うこととしております。

その五は、特別関係者に対する補償についてであります。補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合においても、本人の配偶者、子、父母等で本人と生計を同じくしていたものまたは少年法第二條第二項に規定する保護者であった者に、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができるとしてしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、刑事補償法の一部を改正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に関する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。○委員長(鶴岡洋君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。午後三時五分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二四九号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二三五〇号)
- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二三五一号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三三三号)
- 一、外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願(第二三六五号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願(第二三六六号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二四二四号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二四二五号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二四二八号)
- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四二九号)
- 一、外国人登録法の改正案成立反対に関する請願(第二四五一号)(第二四五二号)(第二四五三号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二四七一号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二四七二号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二四九五号)

る請願(第二四九五号)

- 一、外国人登録法の改正案成立反対に関する請願(第二五〇六号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二五三三号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二五三六号)
- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二五四一号)(第二五六〇号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二六〇五号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二六〇七号)
- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二六三三三号)(第二六四〇号)
- 一、指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願(第二六四二二号)

第二三三九号 平成四年五月八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)

請願者 三重県度会郡度会町榑橋四三九ノ一 山本良久 外四百六十五名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三五〇号 平成四年五月八日受理
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府豊中市新千里南町一ノ二ノ五名
Bノ一二 飯田康志 外二百八十八名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二三五一号 平成四年五月八日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

法の改正に関する請願

請願者 東京都文京区白山一ノ四ノ一三恵 荘 紺野修一
紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三三三三号 平成四年五月八日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府八尾市東山本町四ノ三ノ二 中西友子 外六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第二三六五号 平成四年五月八日受理
外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願
請願者 大阪府堺市美木多上二、六三七 小田敏郎 外千三百五十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第二三六六号 平成四年五月八日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願
請願者 大阪府高槻市天川新町一四ノ一一 小川真知子 外十七名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二一九二二号と同じである。

第二四二四号 平成四年五月十一日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)

請願者 北海道斜里郡斜里町青葉町三〇ノ一〇 阿部義則 外四百四十二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

定に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区昭和町二ノ一二ノ一八 吉川奉一 外二百八十六名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四二六号 平成四年五月十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府八尾市高砂町一ノ八 長崎 晃 外六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四二八号 平成四年五月十一日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市三橋一ノ二〇四ノ二 小泉ツル子 外二名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二四二九号 平成四年五月十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都足立区中央本町四ノ一一ノ三七メゾン中央三〇一 中川俊一 外七名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四四四号 平成四年五月十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(二通)
請願者 大阪市住吉区上住吉一ノ一一ノ一 一 向井祥三 外一名
紹介議員 高井 和伸君
この請願の趣旨は、第一一一三号と同じである。

第二四五一号 平成四年五月十一日受理
外国人登録法の改正案成立反対に関する請願

請願者 東京都江東区大島二ノ四一ノ五 和田隆宏 外二百九十九名
紹介議員 宇都宮徳馬君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四五二号 平成四年五月十一日受理
外国人登録法の改正案成立反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区松原三ノ三八ノ一六ノ二〇四 須部好江 外六百八十名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四五五号 平成四年五月十一日受理
外国人登録法の改正案成立反対に関する請願
請願者 東京都港区高輪三ノ一九〇ノ四〇二 丸山帽子 外九十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四七一号 平成四年五月十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)
請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三ノ一七ノ九 太田康秀 外四百七十四名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四七二号 平成四年五月十二日受理
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願
請願者 東京都江東区大島六ノ一ノ六ノ九四三 鈴木恵美子 外二百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四九五号 平成四年五月十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二ノ〇ノ二九ノ一〇二 梅村嘉晴 外二十四名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二五〇六号 平成四年五月十二日受理
外国人登録法の改正案成立反対に関する請願
請願者 東京都墨田区立花一ノ一四ノ一〇一〇三 岩生美鈴 外二百四十四名
紹介議員 正敏君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二五三五号 平成四年五月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)
請願者 北海道北見市高栄西町五ノ三ノ一三 金山茂雄 外四百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五三六号 平成四年五月十三日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府富田林市梅の里二ノ九ノ一八 安藤伝十郎 外六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二五四一号 平成四年五月十三日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願
請願者 大阪府堺市晴美台三丁五ノ五ノ一〇四 川北恭子 外四名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二五六〇号 平成四年五月十三日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍

法の改正に関する請願(三通)
請願者 埼玉県比企郡吉見町大和田一一ノ一三 谷田道夫 外二名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六〇五号 平成四年五月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)
請願者 北海道網走市字卯原内四ノ一 鬼塚勝安 外四百八十七名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二六〇七号 平成四年五月十四日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府八尾市幸町四ノ二一店住二ノ二ノ四 西野喜代高 外六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六三三三号 平成四年五月十四日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願
請願者 大阪府枚方市御殿山南町四ノ四、〇一六 宮崎圭子 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第一一一三号と同じである。

第二六四〇号 平成四年五月十四日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願
請願者 千葉市花見川区幕張町三ノ八九二 坂本茂男 外五名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一一一三号と同じである。

第二六四二号 平成四年五月十四日受理
指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止

に関する諸願

諸願者

栃木県上都賀郡粟野町大字上粕尾

四〇八ノ二 湯沢秀成 外四百九

十六名

紹介議員 竹村 泰子君

一、すべての在日外国人に対する指紋押なつ制度を全廃すること。

二、永住資格を持つ外国人の日本人家族の家族登録制度を新設しないこと。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

(予算審査のための付託は三月六日)

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

一、少年の保護事件に係る補償に関する法律案

平成四年六月十一日印刷

平成四年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C